

総務文教常任委員会

令和5年6月23日（金）
午前10時～ 全員協議会室

1 開議

[事務局日程説明]

2 請願について

- (1) 受理番号1 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願
<意見陳述～質疑～討論～採決>

3 陳情・要望について

- (1) 平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書の提出について（要望）[持参]
<意見陳述～質疑>
- (2) 非核・平和施策に関する要望書[郵送]

4 議案審査

市長公室

- (1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>
- (2) 第3号議案 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<説明～質疑>

生涯学習部

- (1) 第4号議案 亀岡市人権条例（仮称）制定審議会条例の制定について
<説明～質疑>
- (2) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>

総務部

- (1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>

（裏面あり）

～ 休 憩 ～

教 育 部

- (1) 第10号議案 亀岡市立城西小学校校舎長寿命化改修工事（建築）請負工事の締結について
<説明～質疑>
- (2) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>

5 討論～採決

6 行政報告

市長公室

- ローカルプレス発行（犬と暮らしやすいまち）について

総務部

- 庁舎屋上・外壁等調査診断結果について
- 亀岡市防災拠点施設の整備状況について

7 その他

- ・議会だより掲載事項について
- ・他都市先進地行政視察のまとめについて
- ・次回の日程等について



令和5年6月9日受理

(持参)

請願書

紹介議員

大西 陽春

片山 輝夫

件 名

「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願

請願の趣旨

刑事訴訟法「第四編再審」の条文中、以下の事項を明確にした改正を求める意見書を採択し、内閣総理大臣、法務大臣等に提出してください。

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。

請願の理由

この一年間、再審を求めるえん罪被害者の声と支援者の運動を反映して、再審請求中の事件に大きな動きがありました。

鹿児島県・大崎事件で鹿児島地裁は昨年 6 月 22 日、「弁護団の提出した新証拠は無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たらない」として、殺人罪などで懲役 10 年の刑に服した原口アヤ子さん(95)が申し立てた第 4 次再審請求を棄却しました。しかし同日、元裁判官有志の 10 氏が、鹿児島地裁の決定は「誤って有罪判決を受けた者を苦しみから救済するという裁判所の使命を読み取ることができない」として異例の声明を発表。弁護団も福岡高裁宮崎支部に即時抗告しました。

滋賀県・日野町事件の第 2 次再審で、即時抗告審の大阪高裁は、本年 2 月 27 日、大津地裁に続き裁判のやり直しを認める決定を出しましたが、大阪高検は、これを不服として最高裁に特別抗告しました。

静岡県・袴田事件の第 2 次再審では、差し戻し後即時抗告審の東京高裁が本年 3 月 13 日、袴田巖さん（87）の再審開始を認めました。東京高検が最高裁への特別抗告を断念したため、事件発生から 57 年、死刑確定から 40 年以上を経てようやく再審開始が確定しました。しかし、静岡地裁で開かれる再審公判の日程はいまだ決まっていません。

日本弁護士連合会は、昨年 6 月に再審法改正実現本部を設置し、本年 2 月には、再審法改正の必要性と緊急性および改正案の基本的な視点をまとめた「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表しました。京都弁護士会においても本年 4 月に実現本部が設置され、再審法改正を求めるさまざまな取り組みが行われています。日弁連では、「法改正には国会議員の理解を得なければならない」として超党派の再審法改正議連結成に向けて働きかけを強めています。

再審法改正を求める意見書を採択した議会は、全国 127 議会になり（2023 年 4 月現在）、京都府内では昨年 12 月、向日市議会で意見書が採択されました。

京都新聞も昨年 9 月、「再審の法改正」「無実の救済の道を実際に」と再審法問題で 2 度目の社説を掲載しました。

以上列記した事情は、速やかな再審法の改正を必要としており、今まさにその機運が高まっていると考えます。亀岡市議会議員諸氏の賢明なご判断により本請願を採択し、国に対して意見書を提出されることを切に願うものです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和 5年 6月 9日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

請願者

亀岡市西つつじヶ丘霧島台2丁目

再審法改正をめざす口丹波の



事務局長 山岡良右

電話/fax 0771-24-9020

携帯電話 090-1132-8823

添付資料

①大崎事件 元裁判官10氏による「声明」2022年6月22日

②刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書(要約版)

2023年2月17日 日本弁護士連合会

③議会意見書採択自治体2023年4月現在(日本国民救援会調べ)

④「京都新聞」2022年9月5日付「社説」無実の救済の道を確実に

⑤意見書のひな型

声明 令和4年6月22日 元裁判官有志一同

本日、鹿児島地裁は、大崎事件第4次再審請求事件について再審請求を棄却する決定を下しました。今回の再審請求に先立つ第3次再審請求では、1・2審の再審開始決定が、こともあろうに、特別抗告審である最高裁によって覆されるという異例かつ衝撃的な展開でした。しかし、それにも拘わらず、今回の再審請求において弁護団から提出された新証拠は、被害者の死因に関する新たな有力な見方を示すなど、確定判決の事実認定に合理的疑いを惹起するに十分なものとみられていました。

今回の再審請求を審理した裁判所は、弁護団の主張に耳を傾け誠実に審理を遂げたように見えました。しかし、今回示された決定文からは、「誤って有罪判決を受けた者を苦しみから救済する」という裁判所の崇高な使命の自覚を読み取ることができず、先の最高裁決定を深く検討することなく無批判に追従したものと考えざるを得ません。

刑事裁判の最大の役割は「無実の者を処罰しない」ことです。多くの裁判官は、日常の実務において、このことを自覚して日常の仕事をしているものと信じます。しかし、「人間のする裁判に誤りはつきもの」であることを忘れてはなりません。優れた裁判官が十分慎重に判断したはずの事件においても、裁判官が「人間」である以上、誤りが生ずることは避けがたいのです。したがって、いったん処罰された者も、新たな証拠によって合理的疑いが生ずる限り、再審手続によって救済されるべきものです。確定した裁判の権威を護るために、無理やり再審請求を棄却するようなことは、絶対に許されません。

最高裁の白鳥・財田川決定は、このことを意識して、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求手続にも適用されることを明言しました。その上で、刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、既に提出されている証拠(旧証拠)と新たに提出された証拠(新証拠)を総合して判断すべきことをも明言したのです。

ところが、今回の棄却決定は、個々の新証拠について証拠価値に限界があることを指摘するばかりで、旧証拠との総合評価を全くしていません。本件の旧証拠についてはこれまでの累次の再審請求審において多くの問題が指摘されてきており、その証明力自体が相当程度減殺されている状態でした。したがって、今回の新証拠とこのような旧証拠を総合評価すれば、違った結論に至るはずのものでした。このようなことが続けば、最高裁の白鳥・財田川決定が判例変更の手続を経ることなくして事実上変更されてしまうのではないかと強い危機感を抱きます。以上

青木孝之 弁護士 元東京地方裁判所判事補 (現一橋大学法学部教授)
石塚章夫 弁護士 元福岡高等裁判所部総括判事
井戸謙一 弁護士 元大阪高等裁判所判事
木谷 明 弁護士 元東京高等裁判所部総括判事 (元法政大学法科大学院教授)
原田國男 弁護士 元東京高等裁判所部総括判事 (元慶應義塾大学法科大学院教授)
水野智幸 弁護士 元千葉地方裁判所判事 (現法政大学法科大学院教授)
村山浩昭 弁護士 元大阪高等裁判所部総括判事
森野俊彦 弁護士 元福岡高等裁判所部総括判事
安原 浩 弁護士 元松山家庭裁判所所長
八束和廣 弁護士 元横浜家庭裁判所所長

刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書（要約版）

2023年（令和5年）2月17日

日本弁護士連合会

（意見の趣旨）

再審手続に関する刑事訴訟法及び刑事訴訟法施行法の規定を速やかに改正すべきである。

（意見の理由）

第1 再審法改正の必要性和緊急性

1 はじめに—これまでの再審法改正の動きについて 当連合会では、1962年（昭和37年）に改正要綱を発表して以降、再審法改正の実現に向けて努力してきた。しかし、現行刑事訴訟法が施行されてから70年以上にわたり、再審法は一度も改正されていない。

2 再審法改正の必要性和緊急性

（1）いわゆる「再審格差」 現行刑事訴訟法では、再審手続に関する規定は19か条しかないため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって区々であり、いわゆる「再審格差」と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れている。

（2）再審における証拠開示 現行刑事訴訟法には、再審における証拠開示について定めた明文の規定が存在せず、証拠開示の範囲等について裁判所によって大きな格差が生じているので、再審における証拠開示の法制化が急務である（2016年（平成28年）改正刑事訴訟法の附則第9条3項参照）。

（3）再審開始決定に対する検察官の不服申立て 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって、えん罪被害者の早期救済が妨げられる事案が発生していることから、これを速やかに是正する必要性が高い。

（4）再審請求手続の長期化と再審請求人の高齢化 えん罪被害者本人やその親族は相当の高齢となっていることから、速やかに再審法の改正が行われる必要がある。

第2 改正案の基本的な視点

1 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大 白鳥・財田川決定の趣旨（新旧全証拠の総合評価と「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用）を明文化することとした。また、死刑の量刑を基礎付ける事実を誤認があることを理由とする再審（死刑の量刑再審）や、捜査や裁判の手続に憲法違反があることを理由とする再審（憲法違反を理由とする再審）を再審請求の理由に加えることとした。

2 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備 当該事件の過去の審理・判断に関与したことを除斥・忌避事由として明記することとした。また、少なくとも重要な手続は公開して行うことを明記することとした。

3 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備 再審請求手続における再審請求人の主体的関与を可能にするための手続規定を整備するとともに、弁護人による実効的な援助を受ける権利を保障するために弁護人に関する規定も整備した。

4 再審における証拠開示制度の整備 再審における証拠開示制度を整備するとともに、その前提として記録及び証拠品の保管及び保存に関連する規定も整備した。

5 再審請求手続における検察官の役割の確認及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止 再審請求手続における検察官の関与は、職権主義のもとで手続の主導権を有する裁判所が適正な手続進行を図るために必要と認める限度においてのみ認められるべきものに過ぎないので、再審請求手続における検察官の役割を確認する規定を設けることとした。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが繰り返されることが深刻な問題となっていることから、これを禁止することとした。

6 刑の執行停止に関する規定の整備 刑の執行停止（死刑確定者に対する拘置の執行停止を含む。）に関する規定を整備することとした。

第3 改正案の要点とその理由（改正項目と参照条文・基本的視点のみ掲記した。）

—以下略

県名	議会名	県	市	町	村	特別区	採択日	備考
北海道	苫小牧市		1				2021年3月	21年3月議会で採択(再チャレンジで採択)
北海道	美瑛市		1				2021年6月	21年6月議会で採択(全会一致)
北海道	函館市		1				2021年9月	21年9月議会で採択
北海道	旭川市		1				2021年11月	21年11月議会で採択
青森	藤崎町			1			2021年12月	21年12月議会で採択
青森	大鰐町			1			2021年12月	21年12月議会で採択
青森	西目屋村				1		2022年3月	2021年12月議会で請願し、継続審議のうえ採択
岩手	北上市		1				12月	12月議会で採択
岩手	花巻市		1				2021年9月	21年9月議会で採択
岩手	県議会	1					2021年10月13日	21年10月13日県議会で採択
岩手	八幡平市		1				2021年12月	21年12月議会で採択
岩手	滝沢市		1				2022年3月18日	22年3月議会3月18日に採択
岩手	住田町			1			2022年3月11日	全員一致で採択
岩手	一関市		1				2022年9月22日	14対11の賛成多数で可決
岩手	久慈市		1				2023年3月22日	総務委員会で全会一致、本会議15対3で採択
宮城	名取市		1				2022年9月22日	全会一致(20人)で可決
宮城	白石市		1				2022年9月22日	全会一致で可決。自民・無所属クラブの佐久間義徳議員が提案
福島	喜多方市		1				2020年6月	6月議会で採択
福島	伊達市		1				2020年12月	12月議会で採択
福島	国見町			1			2021年3月	21年3月議会で採択
福島	桑折町			1			2021年3月	21年3月議会で採択
福島	湯川村				1		2021年3月	21年3月議会で採択
福島	浪江町			1			2021年3月	21年3月議会で採択
福島	会津坂下町			1			2021年3月	21年3月議会で採択
福島	会津美里町			1			2021年9月24日	21年9月24日採択
福島	猪苗代町			1			2021年12月	2021年12月議会で採択
福島	只見町			1			2021年12月	2021年12月議会で採択
福島	金山町			1			2021年12月	2021年12月議会で採択
福島	下郷町			1			2022年3月16日	2022年3月16日採択
福島	柳津町			1			2022年3月22日	2022年3月22日採択
福島	南会津町			1			2022年6月24日	
福島	昭和村				1		2022年6月22日	
福島	檜枝岐村				1		2022年9月	2022年9月に村議会で陳情書採択
福島	二本松市		1				2022年9月	請願書採択
福島	三春町			1			2,022年11月21日	採択
茨城	高萩市		1				6月1日	20年6月議会採択
茨城	常陸大宮市		1				2020年7月	田村会長が陳述、20年7月議会採択
茨城	那珂市		1				2020年9月	田村会長が陳述、20年9月議会採択
茨城	大子町			1			2020年9月	継続審査、20年9月議会で採択
茨城	東海村				1		9月	3度目の委員会で全員一致、9月採択
茨城	鹿嶋市		1				2020年12月	20年12月議会採択
茨城	鉾田市		1				2020年9月	継続審査、20年9月議会採択
茨城	城里町			1			2020年6月	20年6月議会採択
茨城	土浦市		1				2020年9月	継続審査、20年9月議会採択
茨城	石岡市		1				2020年9月	継続審査、20年9月議会採択
茨城	取手市		1				2020年6月	20年6月議会採択
茨城	牛久市		1				2020年6月	20年6月議会採択
茨城	つくば市		1				2020年6月	20年6月議会採択
茨城	守谷市		1				2020年6月	20年6月議会採択
茨城	かすみがうら市		1				2020年6月	20年6月議会採択
茨城	美浦村				1		2020年9月	継続審査、20年9月議会採択
茨城	阿見町			1			2020年6月	20年6月議会採択
茨城	古河市		1				2020年6月	20年6月議会採択
茨城	五霞町			1			2020年6月	20年6月議会採択
栃木	高根沢町			1			2021年12月	21年12月議会で採択(1人反対)
千葉	流山市		1				2021年3月	21年3月議会で全員一致で採択
千葉	東金市		1				12対9採択	12対9採択
千葉	我孫子市		1				9月27日	9月27日 全員一致で採択
東京	小金井市		1				2019年11月29日	政党の共同提案 13対7
東京	清瀬市		1				2020年12月17日	採択 10対9
東京	国立市		1				2021年12月21日	13対6
長野	山ノ内町			1				2022-12-27連絡。中高支部のとりくみ
長野	松川町			1				2022-12-27連絡。飯田伊那支部のとりくみ
長野	喬木村				1			2022-12-27連絡。飯田伊那支部のとりくみ
長野	松本市		1				2022年3月18日	2022-03-18 採択
長野	立科町			1			2022年3月18日	2022-03-18 採択
長野	佐久穂町			1			2022年3月18日	2022-03-18 採択
長野	南相木村				1		2022年3月18日	2022-03-18 採択

県名	議会名	県	市	町	村	特別区	採択日	備考
長野	朝日村				1		2022年6月17日	全会一致で採択
長野	山形村				1		2022年6月15日	全会一致で採択
長野	信濃町			1			2022年6月15日	全会一致で採択
長野	小谷村				1		2023年3月8日	23年3月議会で採択
長野	御代田町			1			採択	全会一致で採択
長野	池田町			1			採択	全会一致で採択
長野	白馬村				1		採択	全会一致で採択
長野	松川村				1		採択	全会一致で採択
長野	須坂市		1				2022年6月29日	
長野	豊丘村				1			2023年3月採択
静岡	三島市		1				採択	全会一致採択
静岡	下田市		1				採択	全会一致採択
愛知	半田市		1				2022年6月	2度目の請願で、2022年6月議会で採択
愛知	常滑市		1				2022年12月20日	22年12月議会で採択
滋賀	甲良町			1			2021年12月	21年12月議会で採択
滋賀	豊郷町			1			2022年3月24日	22年3月24日に採択 賛成7反対3
滋賀	愛荘町			1			2022年9月27日	8：5で可決
京都	向日市		1				22年12月19日	22年12月議会で採択
奈良	大和郡山市		1				採択	全会一致（証拠開示・上訴制限）
奈良	山添村				1		2021年6月	①不採択(20.6)② 5対4で採択 (21.6)
奈良	上牧町			1			採択	全会一致（証拠開示・法整備）
奈良	広陵町			1			採択	全会一致（証拠開示）
奈良	川西町			1			採択	全会一致（証拠開示・上訴禁止）
奈良	三宅町			1			採択	奈良弁護士会弁護士講師に学習 全会一致
奈良	奈良市		1				採択	全会一致（証拠開示）
奈良	香芝市		1				採択	全会一致（証拠開示・上訴制限・手続き整備）
奈良	桜井市		1				2021年9月	21年9月議会で採択
奈良	御所市		1				採択	全会一致（証拠開示・上訴制限・手続き整備）
奈良	河合町			1			2022年3月	全会一致で採択
奈良	大和高田市		1				2022年6月16日	<small>採択に関する証拠開示について2022年6月議会で採択（2021年9月議会で採択された上、今回は2度目の採択）</small>
奈良	王寺町			1			2022年6月17日	原案通りで採択
奈良	宇陀市		1				2023年3月27日	自民、公明の議員も賛成して可決
大阪	池田市		1				CX	全会一致
大阪	吹田市		1				採択	
大阪	箕面市		1				採択	
大阪	豊能町			1			採択	
大阪	能勢町			1			採択	
大阪	羽曳野市		1				採択	全会一致で採択
大阪	泉大津市		1				採択	2022年12月19日に採択
兵庫	神戸市		1				採択	審理促進の意見書全会一致で採択（意見陳述）
兵庫	高砂市		1				6月22日	6月22日全員一致で採択（神戸市と同旨）
兵庫	加古川市		1				2021年6月	21年6月採択
島根	津和野町			1			2020年9月23日採択	2020年9月23日採択
島根	雲南市		1				2021年9月28日	2021年9月議会で採択
島根	吉賀町			1			2021年6月18日	2021年6月18日採択
高知	土佐清水市		1				2021年6月	2021年6月議会で採択
高知	安芸市		1				2021年6月	2021年6月議会で採択
高知	本山町			1			2022年6月16日採択	
徳島	吉野川市		1				2021年3月	21年3月議会で採択
徳島	つるぎ町			1			2021年12月17日	21年12月17日（全会一致）
徳島	上勝町			1			2021年12月22日	2021年12月22日採択
徳島	上板町			1			2022年3月15日採択	2022-03-16報告あり
徳島	那賀町			1			2022年7月4日	
徳島	牟岐町			1				22年9月16日 全会一致で採択
徳島	板野町			1			促進決議採択	22年9月14日に法改正促進決議
徳島	美波町			1			採択	22年9月18日意見書採択
徳島	海陽町			1			22年12月16日	12月議会で採択
徳島	鳴門市		1				22年12月19日	12月議会で採択
福岡	中間市		1				23年3月24日	3月議会で採択

2023年4月19日現在

1 県 62 市 49 町 15 村 0 区

127 地方議会

再審の法改正



刑事裁判をやり直す「再審」制度について、門戸を広げるべきとして法改正を求める機運が高まっている。

殺人罪で起訴された看護助手の再審無罪が確定した「湖東病院事件」のほか、再審請求中の「日野町事件」が起きた滋賀県では支援者を中心に署名活動が盛んだ。

無実の救済の道を実に

刑事訴訟法改正を国に求める意見書は、既に全国100以上の地方議会でも可決された。日弁連も6月、「再審法改正実現本部」を新たに設置した。人権擁護委員会の特別部会から格上げし、運動を強化する狙いだ。

近年の再審事案を通じて、現行制度の問題が改めて浮き出し、

がっていることが、こうした流れの背景にある。

そもそも刑事訴訟には再審を規定した条文が19カ条しかない。

再審を始めるかどうかは、具体的な取り扱いは裁判官に委ねられているのが実態だ。

どの裁判官が担当するかで再審請求の行方が左右されてしま

い、「再審格差」との言葉さえある。早急に改善されねばなら

制度では、検察がどんな証拠を持っているかのリスト開示さえ制度化されていない。

強盗殺人罪で元受刑者(2011年に死亡)の無期懲役が確定した1984年の日野町事件

では再審請求段階で検察が「不

存在」と回答した証拠が、弁護

団の強い探索要請で「発見」されたことがあった。

証拠は警察や検察が税金を使

18年に再審決定を出したが検察が即時抗告した。抗告審はまだ決定が出ていない。

鹿児島県の大崎事件(1979年)では再審開始決定が3回

も出たが、検察がそのたびに異

議申し立てを行い、裁判所は再

審決定を取り消した。

再審決定とは、確定判決に明らか

な疑問符が付いたということだ。検察は異議があるならや

ない。

日弁連や再審請求の当事者が特に強く求めているのは、捜査機関が収集した証拠の全面開示制度である。

検察は、警察が集めた証拠の中から有罪立証に使えるものを

選んで裁判所に提出する。判決に疑いが出てきたら、未提出の

証拠も合わせて検討し直すのが当然だろう。しかし現状の再審

って集めたものだ。捜査機関が恣意的に独占しているはずがない。開示されるかどうかは裁判官の訴訟指揮次第という現状は危うく、公正さを欠くのではな

いか。見直しが必要だ。

現行法では裁判所の再審決定に検察が異議申し立て(抗告)を

できるが、日弁連などは禁止するよう訴えている。

日野町事件は大津地裁が20

察による異議申し立ては禁止されている。

明確な制度がなく、裁判官の裁量に委ねられていることが、

再審を求める人やその家族を苦しめている。冤罪に巻き込まれる可能性は誰にでもある。決して人ごとではない。

再審制度は無実の人の救済のため

にある。その原点上立ち返り、法改正を急ぐべきだ。

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることは冤罪であり、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないものであることは、誰しも認めることでありながら後をたちません。

しかし、再審開始が認められて無罪となる過程で障壁となるのは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められますが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、それらを開示する義務はないとされ、有罪が確定するに至ることがあります。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが開示されていたならば、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示にはルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなります。

もう一つの障壁は、再審開始決定に対する検察の即時抗告及び特別抗告が許されていることです。その結果、再審請求審が無用に長期化しています。このような事から、法的な制限を加える必要があることは明確です。

よって、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無実の者を救済のために喫緊の課題です。

現行刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツであるドイツでは、すでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

記

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 月 日

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
法務大臣 齋藤 健 様

〇〇〇議会議長
〇〇 〇〇



令和5年6月2日受理(持込)
2023年5月18日

亀岡市議会議長

菱田光紀様

亀岡市余部町上条13
亀岡教育会館内
亀岡母親連絡会 23-0005
会長 中川 菜世子

平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書の提出について (要望)

市民福祉の増進や住みよいまちづくりの実現に向けて、貴職のご尽力に敬意を表します。

私たちは、1955年に「核戦争の危機から子どものいのちを守ろう」と始まった母親を中心とする女性運動の連絡会です。

“いのちを生み出す母親は、いのちを育ていのちを守ることをのぞみます。”のスローガンのもと、亀岡では1965年から毎年亀岡母親大会を開催し、子育てや保育・教育の充実、医療・福祉制度の拡充、くらしの安定、ジェンダー平等、憲法・平和を守ること等、様々な願い実現に向けて57年間歩み続けています。

昨年2月24日、ロシアがウクライナに侵攻し、1年以上が経過しました。町は破壊され、多くの人命が奪われています。一度始めた戦争を終わらせることの困難さと戦争を起こさないための不断の努力の大切さが改めて明確になっています。しかし、日本政府は軍事費増額をはじめ「敵基地攻撃能力保有」まで言い出しています。平和憲法をないがしろにして戦争の準備をしているように見えます。

母親連絡会では、毎年12月8日の太平洋戦争開戦の日に合わせて、駅頭で平和の大切さを訴えるチラシを配布したり、市内小中学校・義務教育学校の学校長宛に「平和教育のお願い」の要請文を届ける活動を続けてきました。

子どもたちの未来が平和な世の中であり続けるために、私たち大人には大きな責任があります。21世紀を新たな戦争の世紀にしてはなりません。

「世界連邦・非核平和都市宣言」を行った亀岡市議会として、日本政府に対し、平和な日本を子どもたちに手渡すために、平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書を是非とも提出されることを要望いたします。

平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書（案）

私たち日本国民は、第二次世界大戦による惨禍の反省から国民主権・恒久平和
基本的人権の尊重の三原則に基づく憲法を制定し、平和と国家の繁栄を築き上げ
てきました。

政府は、昨年12月16日の閣議で2027年度には防衛費をGDP比2%に増額
することを決定しました。この閣議決定は、日本の安全保障政策を根本から大転
換することを宣言したものであり、今日まで防衛費予算は、専守防衛を限度とす
る自衛権の発動の範囲とするとしてきた政府及び国会の意思に明確に逸脱するも
のです。

亀岡市は、2010年に「世界連邦・非核平和都市」宣言をしました。私たちが求
めるのは、あらゆる命の営みを一瞬のうちに奪ってしまう核兵器の廃絶でありそ
の存在を許さない平和な世界の実現です。

ロシアによるウクライナ侵攻の終わりが見えず大変厳しい状況が続いている今
こそ、唯一の戦争被爆国である日本は軍備拡大による緊張激化ではなく平和を希
求する道を世界に発信し続けていかなければなりません。日本国が、平和憲法を
守り軍備拡大の道に進まないことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月 日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣

亀岡市議会議員 菱田 光紀

令和5年5月25日受理

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

(郵送)

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

今年、広島、長崎への原爆投下から78年目を迎えました。2021年に発効しました核兵器禁止条約の批准国は68ヶ国にまでに達し、世界の核兵器廃絶を求める運動は確実に広がっています。しかし、ウクライナに軍事侵攻したロシアのプーチン大統領によって核兵器の保有とその使用も辞さない構えが公言され、核をめぐる極めて危険な情勢に直面することになっています。

核兵器の使用を絶対に許さず、核をめぐる危機を乗り越えていくために、核兵器禁止・廃絶の声と行動を圧倒的に大きく広げていくことが求められています。

私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和運施策の推進のために次の事項を行っていただくよう要望いたします。

< 記 >

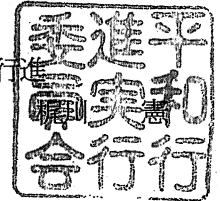
1. 核兵器禁止条約が発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強く働きかけて下さい。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。
 - ① 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。
 - ② 住民が行う原爆（写真）展に後援・協賛して下さい。市役所（役場）、公民館など公共施設を無償で提供して下さい。
 - ③ 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。
 - ④ 広報を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせて下さい。
3. 核兵器禁止条約の発効を契機に、「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」の運動が取り組まれています。この署名運動に賛同し、住民に協力を訴えて下さい。
4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の日の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとりくんで下さい。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育

分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。

6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るとりくみなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。
7. ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔りがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80%圏内にほぼ全域が入ります。ドイツではこの4月、すべての原発が完全稼働停止となりました。日本でも、政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。

2023年5月24日

原水爆禁止国民平和大行進
京都実行委員会代表



2023年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 電話：075-811-3203 FAX：075-811-321

総務文教常任委員会

【生涯学習部】

市民力推進課 資料

[梅岩の里生誕地整備事業について]

令和5年6月23日

[梅岩の里生誕地整備事業について]

令和4年度 事業報告

○梅岩の里生誕地整備実行委員会

- ・第1回実行委員会 令和4年6月10日
 - (1) 令和3年度事業報告について
 - (2) 令和3年度決算について
 - (3) 令和4年度事業計画(案)について
 - (4) その他
- ・第1回建設委員会 令和4年12月20日
 - (1) 新記念館の管理運営手法等に係る協議
 - (2) その他

○梅岩の里生誕地整備事業

- ・既存記念館の撤去
既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業(観光庁:補助率1/2)を活用し、既存記念館の所有者である一般財団法人石田梅岩先生顕彰会で撤去。残り1/2は梅岩の里生誕地整備事業に係るふるさと納税から補助。
- ・新記念館の管理運営手法等の検討
建設委員会において、指定管理制度の導入を見据えた管理運営手法等について検討。

今後の事業計画(令和5年度～令和7年度)

○令和5年度

- ・梅岩の里生誕地整備事業造成工事 13,698,000円
- ・梅岩の里生誕地整備事業造成工事施工管理業務委託 887,000円

○令和6年度

- ・梅岩の里生誕地整備事業記念館建設工事 300,000,000円

○令和7年度

- ・梅岩の里生誕地整備事業外構工事 (記念館建設工事に含む)

○令和4年度 梅岩の里生誕地整備事業に係るふるさと納税額（確定値）

（単位：円）

	WEB（返礼品あり）		郵便振替（返礼品なし）		企業版ふるさと納税		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	33	664,000	1	100,000	0	0	34	764,000
5月	37	795,000	0	0	0	0	37	795,000
6月	52	1,456,000	6	80,000	0	0	58	1,536,000
7月	37	983,000	4	123,000	0	0	41	1,106,000
8月	37	1,240,000	1	10,000	0	0	38	1,250,000
9月	57	1,985,000	1	50,000	0	0	58	2,035,000
10月	105	5,254,000	1	10,000	0	0	106	5,264,000
11月	139	4,972,000	0	0	0	0	139	4,972,000
12月	1,102	34,595,000	3	290,000	0	0	1,105	34,885,000
1月	25	801,000	1	10,000	0	0	26	811,000
2月	16	421,000	0	0	0	0	16	421,000
3月	26	494,000	0	0	0	0	26	494,000
合計	1,666	53,660,000	18	673,000	0	0	1,684	54,333,000

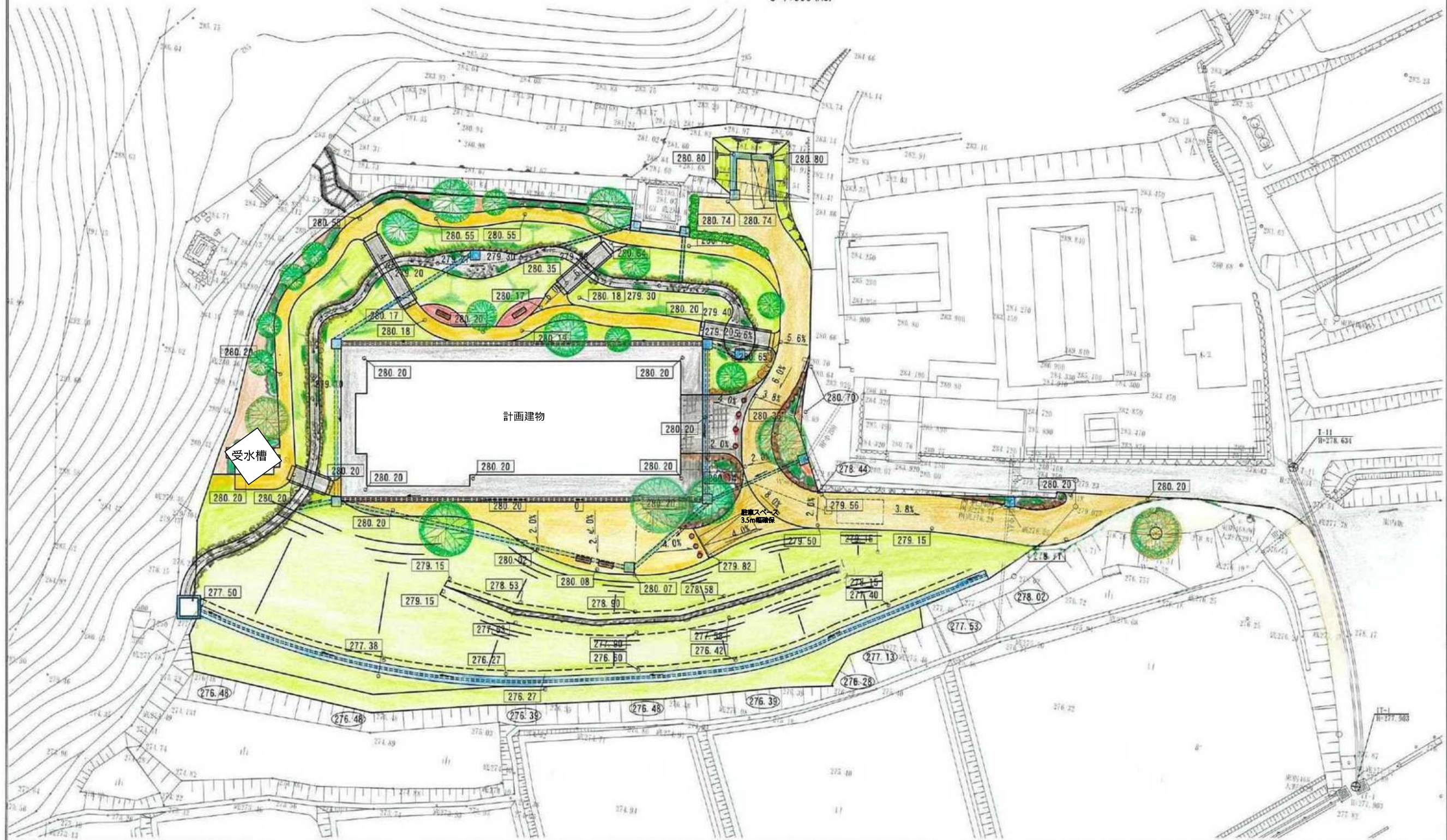
平成30年度	167件	8,380,000円	
令和元年度	1,565件	68,959,000円	
令和2年度	2,381件	74,909,000円	
令和3年度	2,201件	71,790,000円	（企業版ふるさと納税 4,000,000円含む）
令和4年度	1,684件	54,333,000円	
合計	7,998件	278,371,000円	

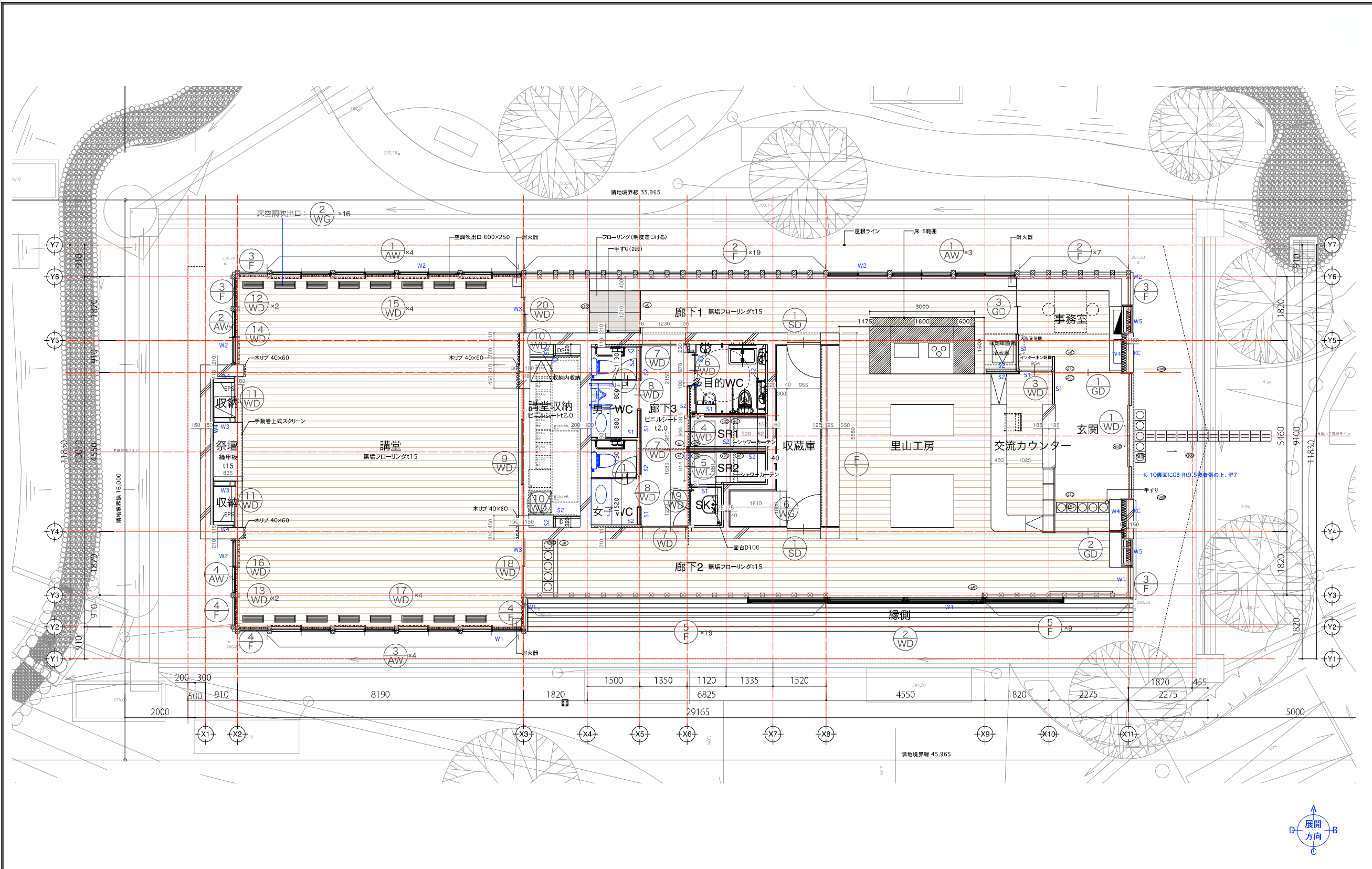
梅岩の里生誕地整備事業スケジュール

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実行委員会 設置・運営	H30.3~							➡
プロポーザル 及び基本計画		➡						
基本設計			➡					
実施設計				➡				
運営・活用に 係る協議等					➡			
整備工事				間伐・移植 ➡	既存記念館の撤去 ➡	造成工事 ➡	建設工事 ➡	外構整備 ➡
ふるさと納税 募集	H30.6~							➡
ふるさと納税 寄附金額	8,380,000 円	68,959,000 円	74,909,000 円	71,790,000 円	54,333,000 円	想定 70,000,000 円	想定 5,000,000 円	想定 5,000,000 円
基金取崩額	0 円	7,385,730 円	9,838,757 円	13,809,193 円	947,000 円	想定 14,585,000 円	想定 300,000,000 円	
基金残額	8,380,000 円	69,953,270 円	135,023,513 円	193,004,320 円	246,390,320 円	想定 301,805,320 円	想定 11,805,320 円	

計画平面図

S=1:300 (A3)



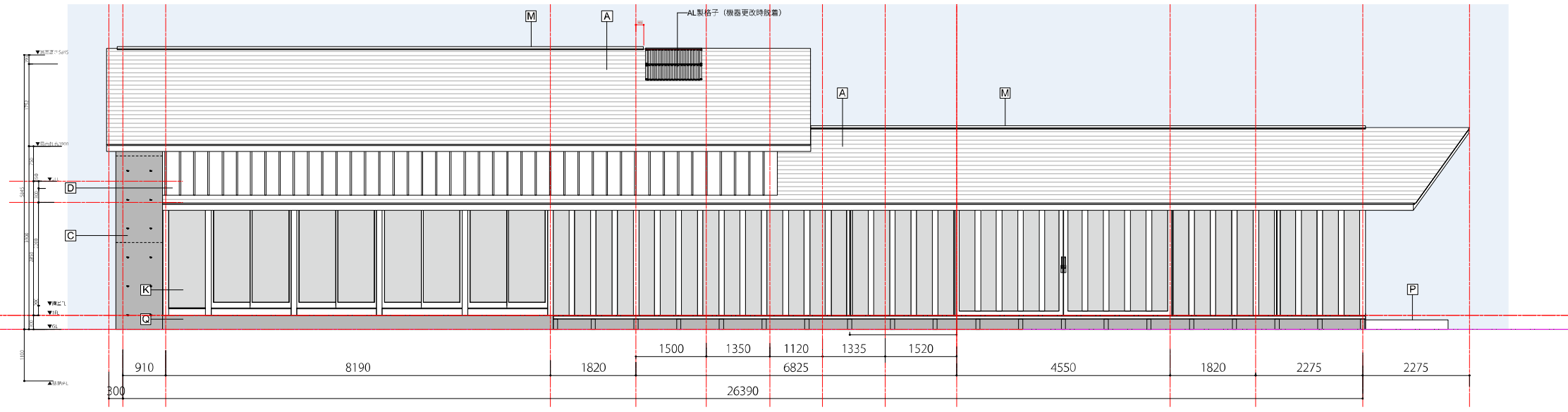


特記事項	
1.壁種は下記による。	
-W1, W2:A114相計4 -W3, W4, S1, S2:A131標準詳細図1 -W5:A113相計3図 RCは該当箇所相計図による。	

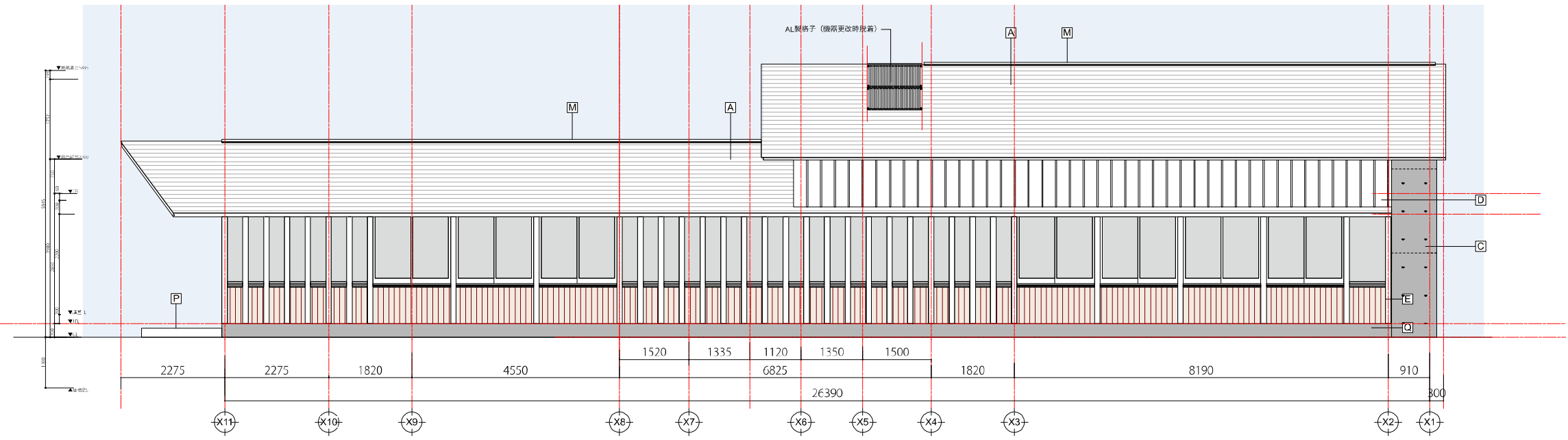
凡例	
	視覚障害者用誘導用ブロック(点状突起)
	視覚障害者用誘導用ブロック(線状突起)

(仮称)梅岩の里生誕地整備工事		番	A102
1階平面詳細図		縮尺	S=1/100
亀岡市	課長	係長	担当
			設計 調査

A	屋根: 1	カラーガルバリウム鋼板t0.4平置-発泡ポリエチレンシートt4-アスファルトルーフィング-構造用合板 ² -木下地
B	屋根: 2	外断熱アスファルト防水の上、保護コンクリートt80 (丸鋼6Φメッシュ 伸縮目地@3000)
C	外壁: 1	化粧コンクリート打放 撥水材塗布
D	外壁: 2	杉板t15相じゃくり加工廻き幅120縦張-通気下地-透湿防水シート-木下地 (断熱材t50充填)
E	外壁: 3	杉板t15相じゃくり加工廻き幅120縦張-通気下地-断熱材t50-RC下地
G	外壁: 5	窯業系サイディングt15-通気下地50×50@455-断熱材t50-RC下地
H	軒裏: 1	杉板t10相じゃくり加工廻き幅120-木下地
I	軒裏: 2	クイ酸カルシウム板t10 NAD塗-遮し目地-木下地
K	開口部	アルミサッシュ、木製玄関ドア、ガラスFIX窓 (共にガラスはFL+A+Low-e)
M	換気棟	既製品 連続取付の上、屋根材にて被覆する。
O	換気部材	壁下端: 防虫通気材 BT21K(フクビ) 同等 軒天: 軒換気金物FV-N12F-L27 (JOTO) 同等
P	土間	ポーテ: 玄倉石張、犬走り: RCハケ目引仕上、化粧目地
Q	基礎	RC打放しモルタル補修



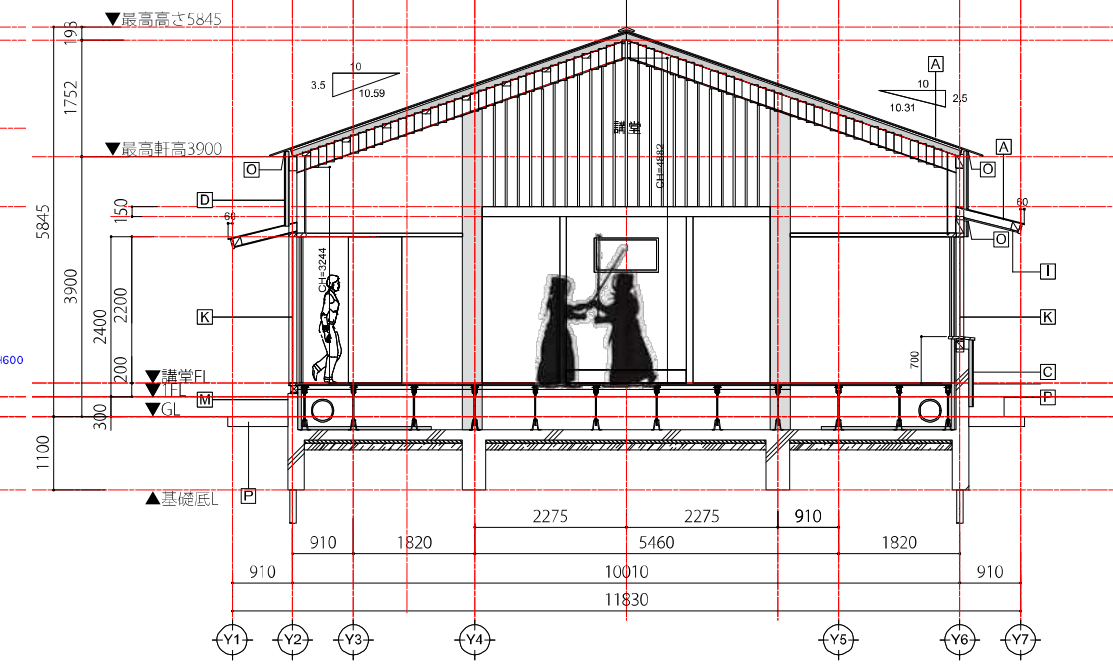
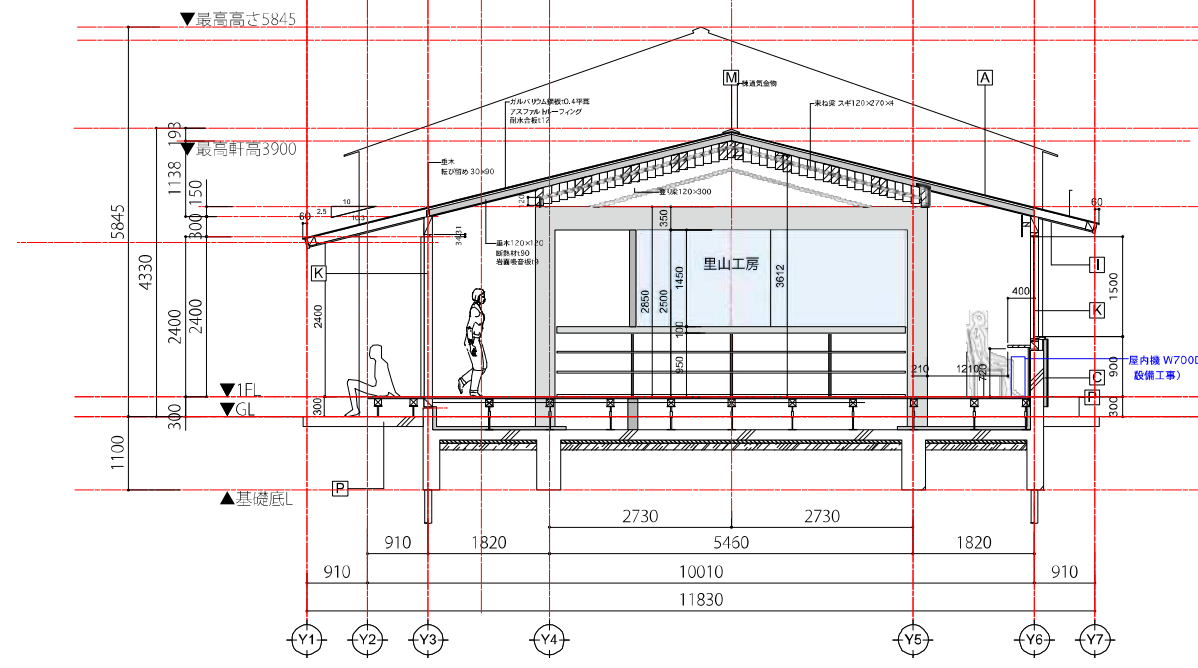
東立面図 (府道側)



西立面図 (山側)

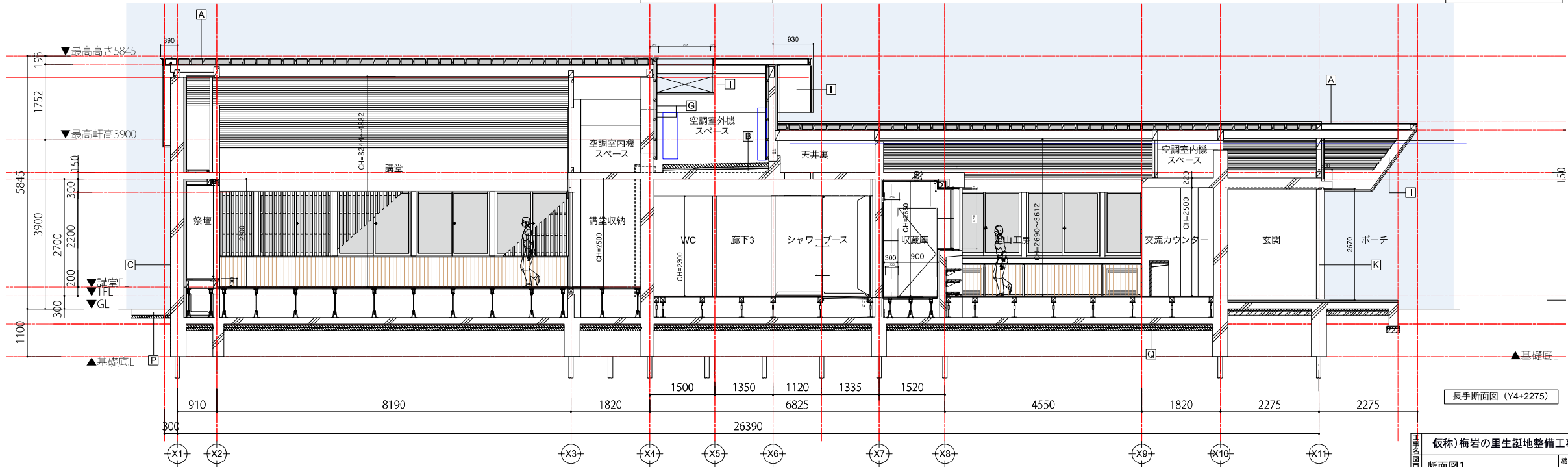
仮称) 梅岩の里生誕地整備工事		番号	A105
立面図1	縮尺	S=1/100	設計
亀岡市	課長	係長	担当
			設計 調査

A	屋根: 1	カラーガルバリウム鋼板t0.4平置-発泡ポリエチレンシートt4-アスファルトルーフィング-構造用合板 ² -木下地
B	屋根: 2	外断熱アスファルト防水の上、保護コンクリートt80 (丸鋼6Φメッシュ 伸縮目地@3000)
C	外壁: 1	化粧コンクリート打放 撥水材塗布
D	外壁: 2	杉板t15相じかり加工廻き幅120縦張-通気下地-透湿防水シート-木下地 (断熱材t50充填)
E	外壁: 3	杉板t15相じかり加工廻き幅120縦張-通気下地-断熱材t50-RC下地
G	外壁: 5	窯業系サイディングt15-通気下地50×50@455-断熱材t50-RC下地
H	軒裏: 1	杉板t10相じかり加工廻き幅120-木下地
I	軒裏: 2	ケイ酸カルシウム板t10 NAD塗-透し目地-木下地
K	開口部	アルミサッシュ、木製玄関ドア、ガラスFIX窓 (共にガラスはFL+A+Low-e)
M	換気棟	既製品 連続取付の上、屋根共材にて設置する。
O	換気部材	煙下端: 防虫通気材 BT21K(フクビ) 同等 軒天: 軒換気金物FV-N12F-L27 (JOTO) 同等
P	土間	ポーチ: 玄倉石張、犬走り: RCハケ目引仕上、化粧目地
Q	基礎	RC打放しモルタル補修



里山工房断面図 (X8+2000)

講堂断面図 (X2+4000)



長手断面図 (Y4+2275)

仮称) 梅岩の里生誕地整備工事		番号	A107
断面図1	縮尺	S=1/100	設計
亀岡市	課長	係長	担当
			設計 調査

令和5年6月

総務文教常任委員会

【市長公室】

資料

〔 ローカルプレス発行（犬と暮らしやすいまち）について 〕

-犬と暮らしやすいまち亀岡へ-

ローカルプレス発行



安永戊戌暮冬寫

應舉



2023/06/23

報告事項



今年度の進め方について



市民アンケートの結果分析



亀岡市と犬の関わり -犬と亀の今昔-



ローカルプレス発行について



今後のスケジュール



今年度の進め方について

これまでの経過

1

検討会の開催

市+ABCの意見交換(3月、5月)

2

市民アンケート

犬事業への意見募集やニーズ調査

3

亀岡と犬の関わり調査

歴史的背景

4

事例調査

犬業界のトレンド、先行事例を調査

5

関係者へのヒアリング

犬関連の事業者等との意見交換

(公財)関西盲導犬協会／(株)カインズ

(株)FEC／cafe HA・RU／

やすかわ動物クリニック／

バックヤードファクトリーBURU



今年度の進め方について

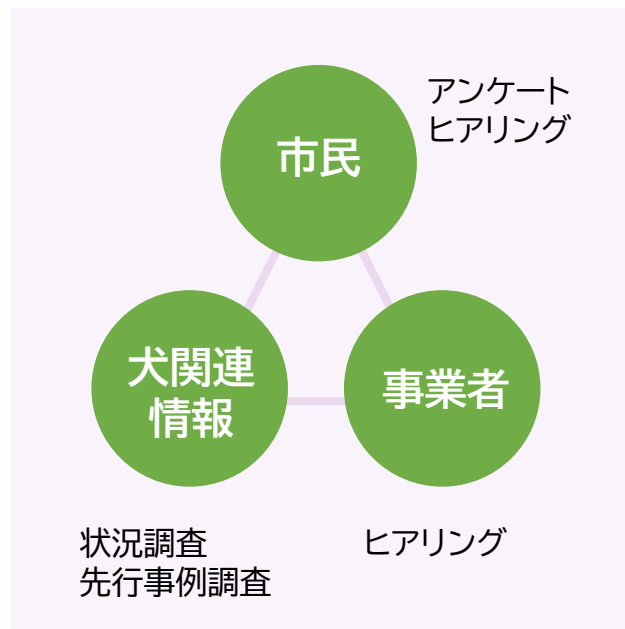
犬と暮らしやすいまちづくりへつないでいく



なぜ亀岡が
「犬と暮らしやすいまち」を目指すのか



どうやって
「犬と暮らしやすいまち」を目指すのか



WGによる
検討会

ローカル
プレスで
表現

新年度の
事業提案へ

市民アンケートの結果分析

900件を超える回答が集まりました



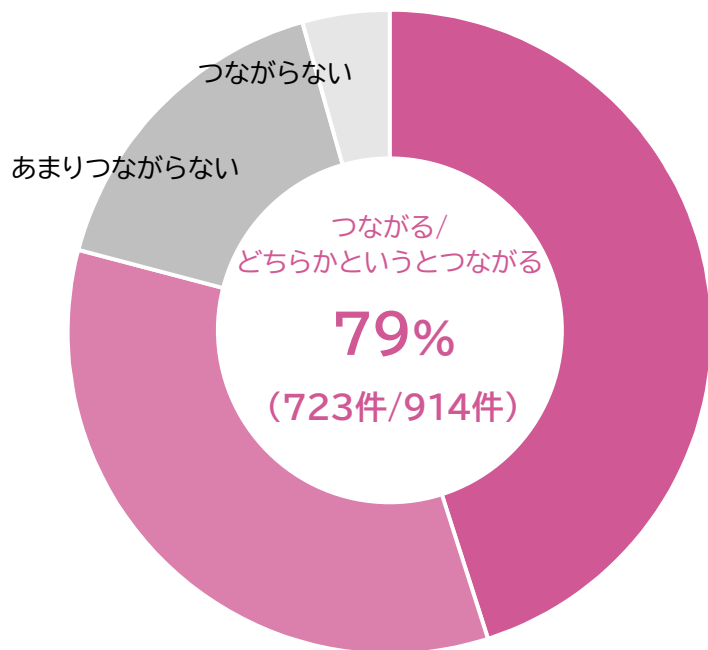
亀岡市民を対象に、犬と暮らしやすいまちづくりに関するWEBアンケートを実施。(3/15~4/30)
飼っている人からも、飼っていない人からも意見が寄せられ、914件の回答が集まりました。

Point

ではその中身は…

市民アンケートの結果分析

Q「犬と暮らしやすいまち亀岡」の取組は、まちの活性化につながると感じますか？

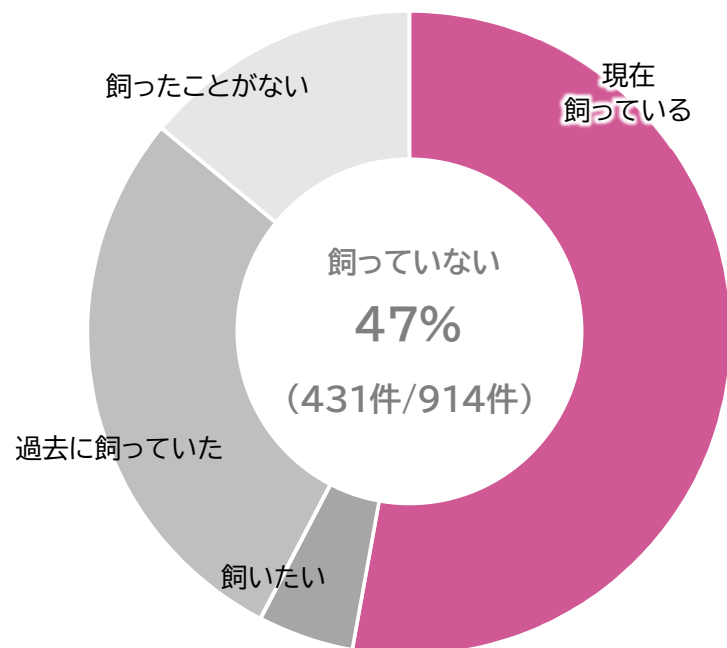


約 8 割が

「犬と暮らしやすいまち亀岡」事業が
まちの活性化につながると回答

市民アンケートの結果分析

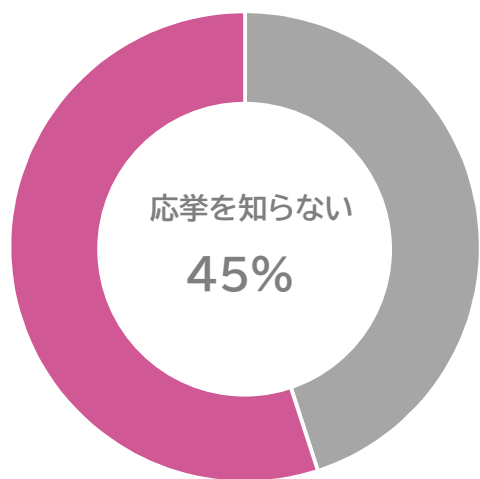
Q犬を飼ったことがありますか？



回答者のうち**約半数**が
現在「犬を飼っていない」人

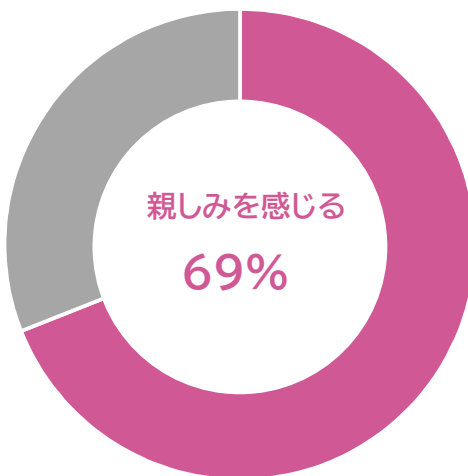
市民アンケートの結果分析

Q円山応挙に関する質問



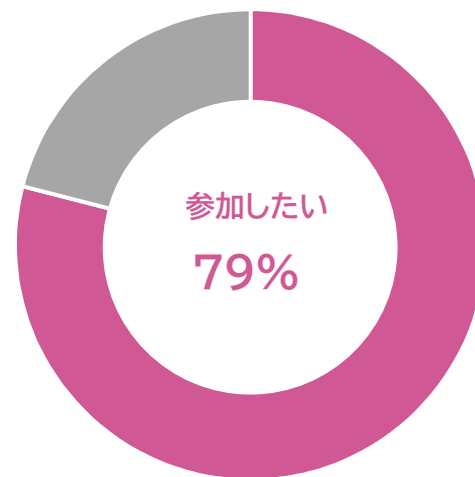
応挙を知っていますか？

約半数が応挙を知らない



応挙の犬の絵に親しみを感じるか？

約7割が絵には
親しみを感じる

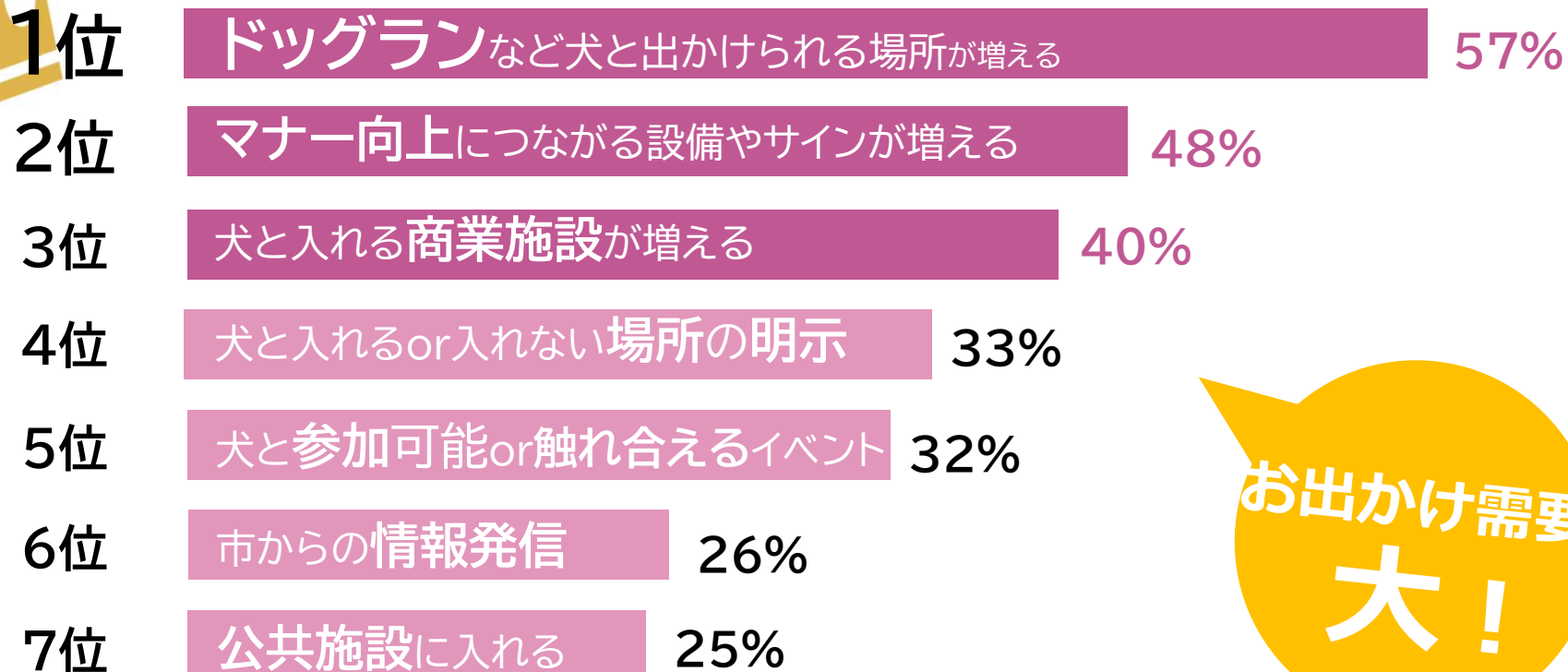


応挙の展覧会に参加したいか？

約8割が展覧会には
参加したい

市民アンケートの結果分析

犬に関して嬉しいことランキング



お出かけ需要
大!

市民アンケートの結果分析

市民の高い関心と期待を追い風に

共創型の取組につなげていく



犬への高い関心

- ・高い回答数
- ・回答者の半数が犬を飼っていない人
- ・市民全体の関心度の高さ



犬事業への肯定

- ・8割が事業を肯定
- ・383件のアイデア (自由記述)
- ・市民との共創が可能



応挙の伸びしろ

- ・半数が応挙を知らない
- ・7割が応挙の犬に親しみを感じる
- ・7割が応挙展に興味アリ

亀岡市と犬の関わり-犬と亀の今昔-

亀岡市と犬の深い関わり

1 日本最古のペットのまち

京都新聞(丹波版)令和5年4月30日／**亀岡市史** 本文編第1巻／**広報誌のびゆく亀岡** 平成6年1月号
…文献にペットが登場する初出として、日本書紀に亀岡で飼われていた犬の記載アリ。

2 円山応挙生誕のまち

愛らしい犬の絵を描いた日本美術史に残る巨匠・円山応挙が生まれたまち。

3 関西盲導犬協会が立地するまち

映画「クイール」のロケ地でもあります。

4 犬がたくさん暮らすまち

5,000頭以上の犬が暮らし、京都府内でも高い飼育率を誇ります。

ローカルプレス発行について

犬と暮らしやすいまち亀岡への理解と共感の輪を広げる

目的

亀岡の新しいブランド価値の創出として、
「犬と暮らしやすいまち」の確立を図る。

位置づけ

“0号”として発刊

市民で犬が好きな人に対し、親しみやすく情報価値のある
情報誌だと伝わる内容にする

編集方針

1. 亀岡での犬との暮らしがより充実し楽しみに満ちたものになるよう情報提供をする
2. 市民に向けてルールやマナーについての啓発を行う
3. 市民が参加できる
4. 犬が好きだった円山応挙の魅力を市民に伝える



ローカルプレス発行について

犬と暮らしやすいまち亀岡への理解と共感の輪を広げる

発行時期

令和5年秋頃を目指す

- ① 市内最大級のドッグラン「夢コスモス園」の開園期間を狙う
- ② 反響を新年度予算に活かせる時期

配布方法

犬関連施設等への配架

ドッグラン、ドッグカフェ、ペットショップ、駅、公共施設など

反響あつめ

- ① 読者の好意的(知識を得られた/犬をより好きになった等)反応
- ② 亀岡の魅力についての気付きやコメント、次号への期待、要望 等
- ③ 企画モノへの応募など

ローカルプレス発行について

オールインワン！な第0号に

コンテンツ案

1 犬と亀岡

背景

犬と亀岡の関わりについて紹介
(円山応挙、日本書紀、関西盲導犬協会)

▶なぜ亀岡で犬事業を展開するのか

3 マナーアップ

啓発

マナーアップやしつけに関するコラム
犬の健康に関するコラム等

▶アンケートで関心の高かった内容

2 犬と楽しむ亀岡

観光

1日モデルコース、ドッグカフェ、ドッグラン等の紹介

▶アンケートで関心の高かった内容

4 読者参加型企画

共創

- ・亀岡のわんちゃん紹介
- ・応挙の絵「そっくり犬」コンテスト
- ・亀岡で犬飼ってる人あるあるネタ募集
- ▶SNSも活用しながら市民参加を促す

今後のスケジュール

WGが中心となり、新年度事業の提案へ



なぜ／なにをするのか

亀岡市は、日本書紀に紹介された**日本最古のペットのまち**とも言われています。京都府内の市では、**世帯当たりの飼育数が多く**で、たくさんの市民が犬と暮らしています。

亀岡で生まれた**円山応孝**は作品の中で、モフモフ、コロコロした可愛くやさしい犬を描いており、いかに犬が好きだったのかがわかります。

亀岡市には、応孝と同じく**犬が好きで可愛くてしかたがない**といった人々が集まっています。

市では、犬と楽しみに満ちた暮らしができるように環境整備やサービス向上、ルールやマナー啓発に努め、犬を飼っている人はもちろん、犬を飼っていない人にもやさしいまちづくりを進めていくことで、**すべての人が暮らしやすいまちを目指します。**

なにを目指すのか

犬と暮らしやすいまちづくりを進めることで、市民が**亀岡で暮らすことに愛情を持ち、住み続けたい**と思い、なおかつ**充実した暮らしができる**ことを目指します。

令和5年6月23日

総務文教常任委員会

【 提出資料 】

総務部

庁舎屋上・外壁など調査診断結果について(概要)

1 業務名 亀岡市庁舎屋上・外壁等調査診断業務

2 調査対象建築物

名 称 亀岡市庁舎(亀岡市安町野々神8)

構 造 鉄筋コンクリート造

規 模 地上10階、塔屋3階、地下2階

屋 根 (高層)アルミパネルフッ素樹脂焼付、(低層)ステンレス屋根材

外 壁 磁器質45ニ丁掛けタイル(フッ素樹脂塗装、TR 吹付メタリック仕上げ)

・1階(改良圧着コンクリート打放し)

・2階以上(薄肉 PC 版打込み)

3 調査内容 ・赤外線撮影、打診調査、その他目視調査等を実施

4 委託先 オリックス・ファシリティーズ株式会社(調査会社:株式会社国原技術)

5 調査範囲

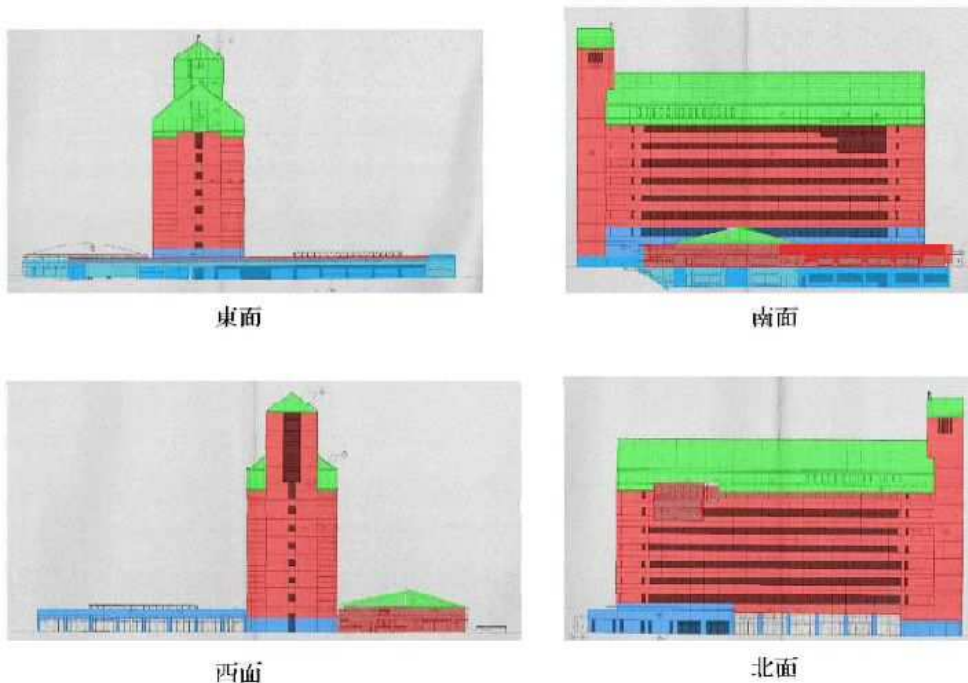
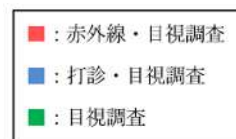


図-1.5 調査範囲



6 調査方法

① 目視調査及び赤外線調査

庁舎外壁部を、地上から、もしくはドローンを用いて、赤外線カメラ及び可視カメラにて撮影。撮影記録した赤外線画像は、赤外線解析ソフトにより画像解析を行い、浮き、剥離か所などを抽出した。

また、クラック、汚れ、剥離などの損傷は、別途撮影を行った可視画像から判断を行った。



写真 2.1.1 ドローンによる赤外線撮影例

(赤外線画像解析、診断処理)

現地で撮影記録した熱画像は、以下の手順に沿って画像解析を行い、浮き部を抽出した。

なお、画像解析にはクラボウ社製赤外線解析ソフトウェア「Kuraves-Th」を使用した。

(ア)保存されている熱画像の温度表示範囲を約5～10℃程度にして、変温部を抽出した。

(イ)変温部とその位置の可視画像により、変温の原因が以下のものでないことを確認した。

遊離石灰、汚れ、仕上げ材の材質や色調の差、周辺物からの熱反射、部位の特徴、室内の冷暖房の影響など。

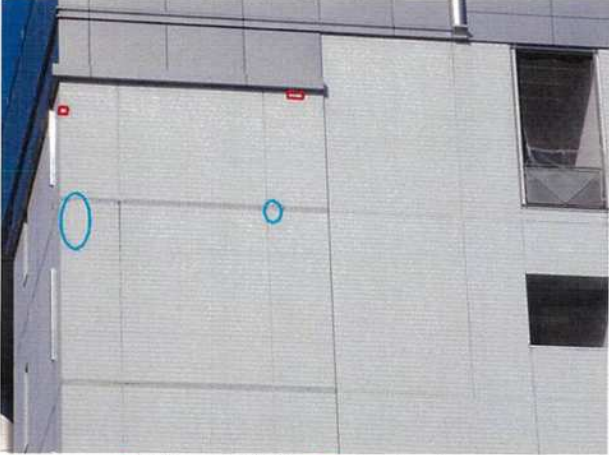
(ウ) (イ)で除外される範囲などを考慮して、浮き・はく離個所を特定した。

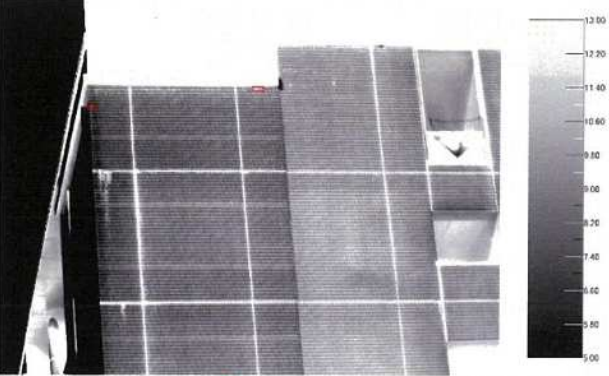
② 打診調査

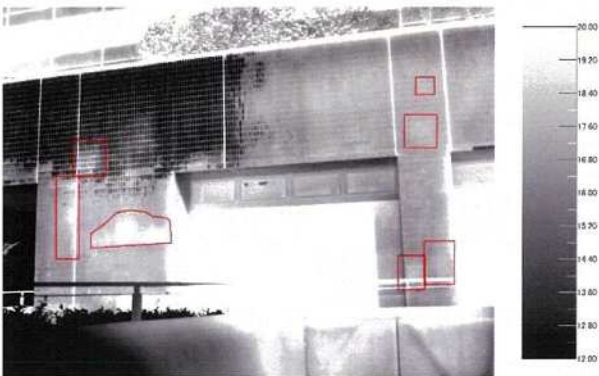
外壁低層部分については、専用の打診棒で壁面をたたき、音の違いで浮きなどの異常を確認しました。

7 可視画像、赤外線調査台帳(抜粋)

部位	番号	調査項目	調査結果
	E-1	建築物の外壁吹き付けタイル等の劣化及び損傷の状況(赤外線法による)	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他

 <p>○浮き □ひび割れ ○エフロレッセンス</p>	<p>特記事項</p> <p>可視画像</p> <p>エフロレッセンスが確認された。</p>

 <p>○浮き</p> <p>カメラ名 : FLIR T1040 28__ 放射率 : 1.00 撮影年月日 : 2023/02/28 09:02:38</p>	<p>特記事項</p> <p>赤外線画像</p> <p>8階外壁に高温部が確認され、浮きと推測される。</p>

部位	番号	調査項目	調査結果
		S-1	建築物の外壁吹き付けタイル等の劣化及び損傷の状況(赤外線法による)
 <p>○浮き —ひび割れ ○エフロレッセンス</p>		<p>特記事項</p> <p>-----</p> <p>可視画像</p> <p>ひび割れが確認された。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	
 <p>○浮き</p> <p>カメラ名 : FLIR T1040 28_ 放射率 : 1.00 撮影年月日 : 2023/02/28 10:46:06</p>		<p>特記事項</p> <p>-----</p> <p>赤外線画像</p> <p>1階外壁に高温部が確認され、浮きと推測される。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	

8 打診調査(抜粋)



写真番号 写-4

日付 2023年3月18日

西面

タイル (45二丁) 部

ひび割れ幅0.2mm以上



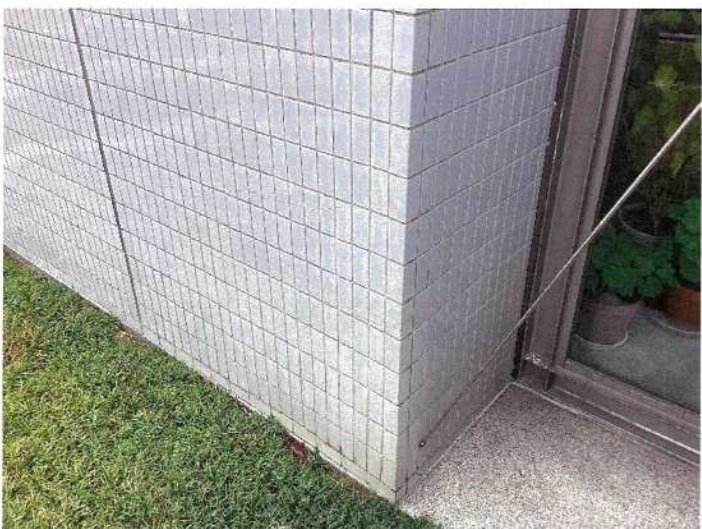
写真番号 写-5

日付 2023年3月18日

西面

タイル (45二丁) 部

陶片浮き



写真番号 写-6

日付 2023年3月18日

西面

タイル (45二丁) 部

下地モルタル浮き



写真番号 写-31

日付 2023年3月18日

南面

タイル (45二丁) 部

下地モルタル浮き



写真番号 写-32

日付 2023年3月18日

南面

タイル (45二丁) 部

下地モルタル浮き



写真番号 写-33

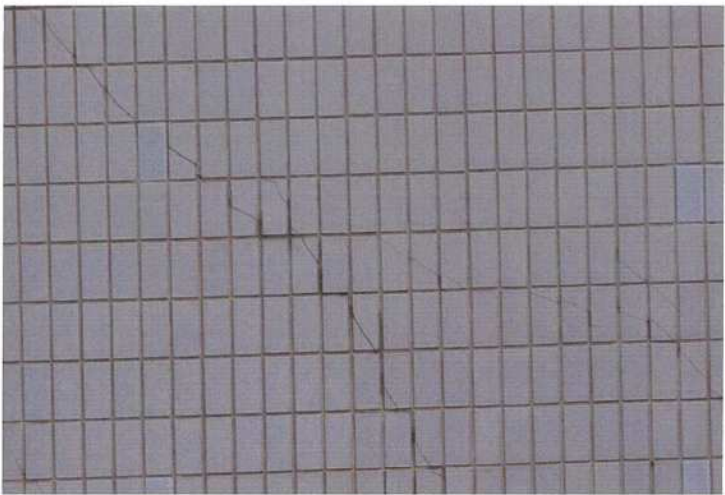
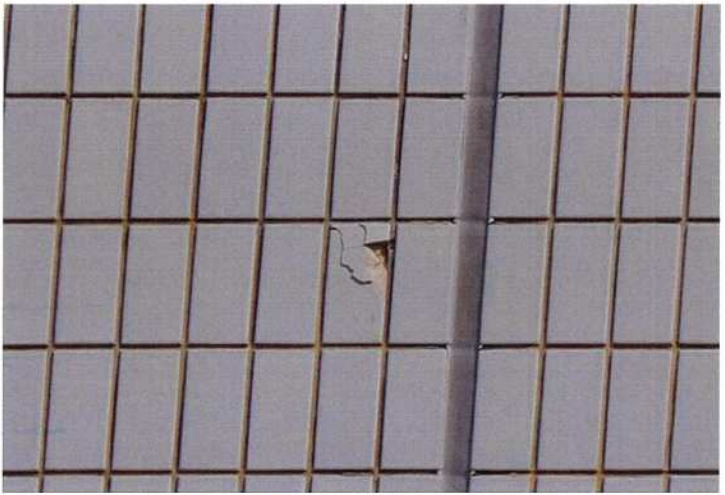

日付 2023年3月18日

南面

タイル (45二丁) 部

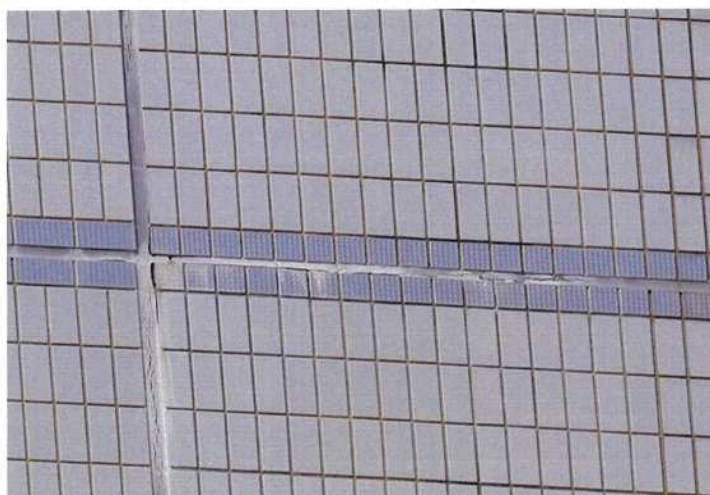
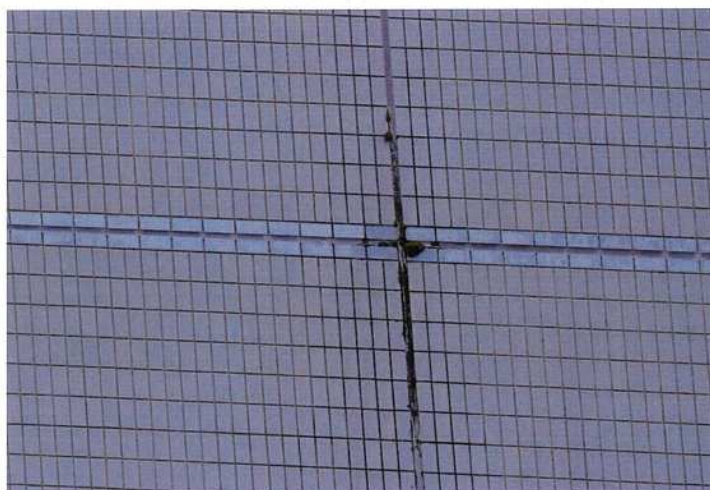
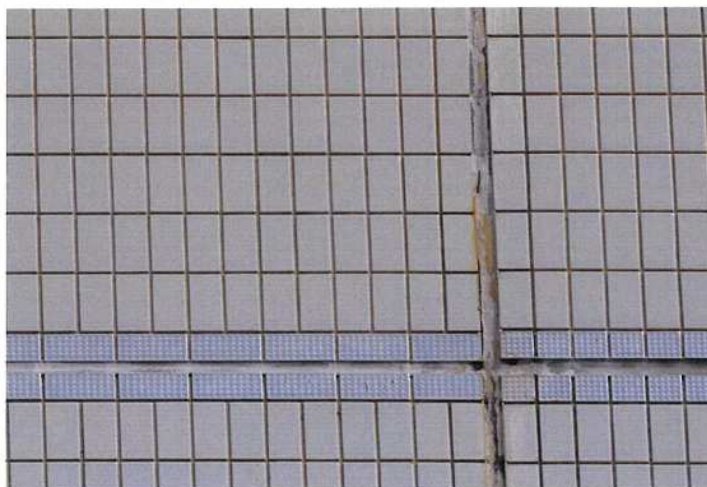
下地モルタル浮き



9 目視調査(代表劣化部)

代表劣化部	
ひび割れ	
欠損	
剥落	

代表劣化部

シーリング劣化



代表劣化部	
ふくれ	
エフロレッセンス	

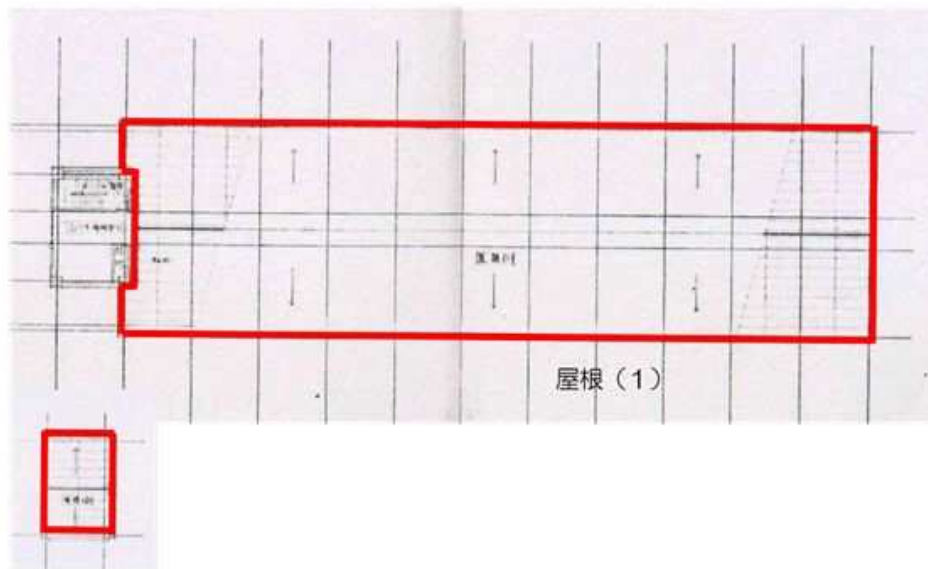
※ エフロレッセンス(コンクリートの白華現象)とは

コンクリート中の可溶成分を含んだ溶液がコンクリート内部から表面に移動し、乾燥に伴って水分が蒸発することで、コンクリート表面に凝縮。これが空気中の炭素ガスと結合することによって、コンクリート表面に沈着した「白色の物質」のことをいいます。

10 漏水調査結果

番号	漏水箇所
①	西側屋上屋根 (1)、(2)
②	1 階環境市民部
③	1 階東側廊下
④	各部位シーリング材

① 西側屋上屋根(1)、(2)より漏水



屋根(2)



屋根(2)より内部階段へ漏水が確認される



屋根 (1) より10階空調機械室へ漏水が確認される



屋根 (1) (2) アルミパネルジョイントシールの劣化、破断から漏水につながると推測される



屋根 (2) 現況

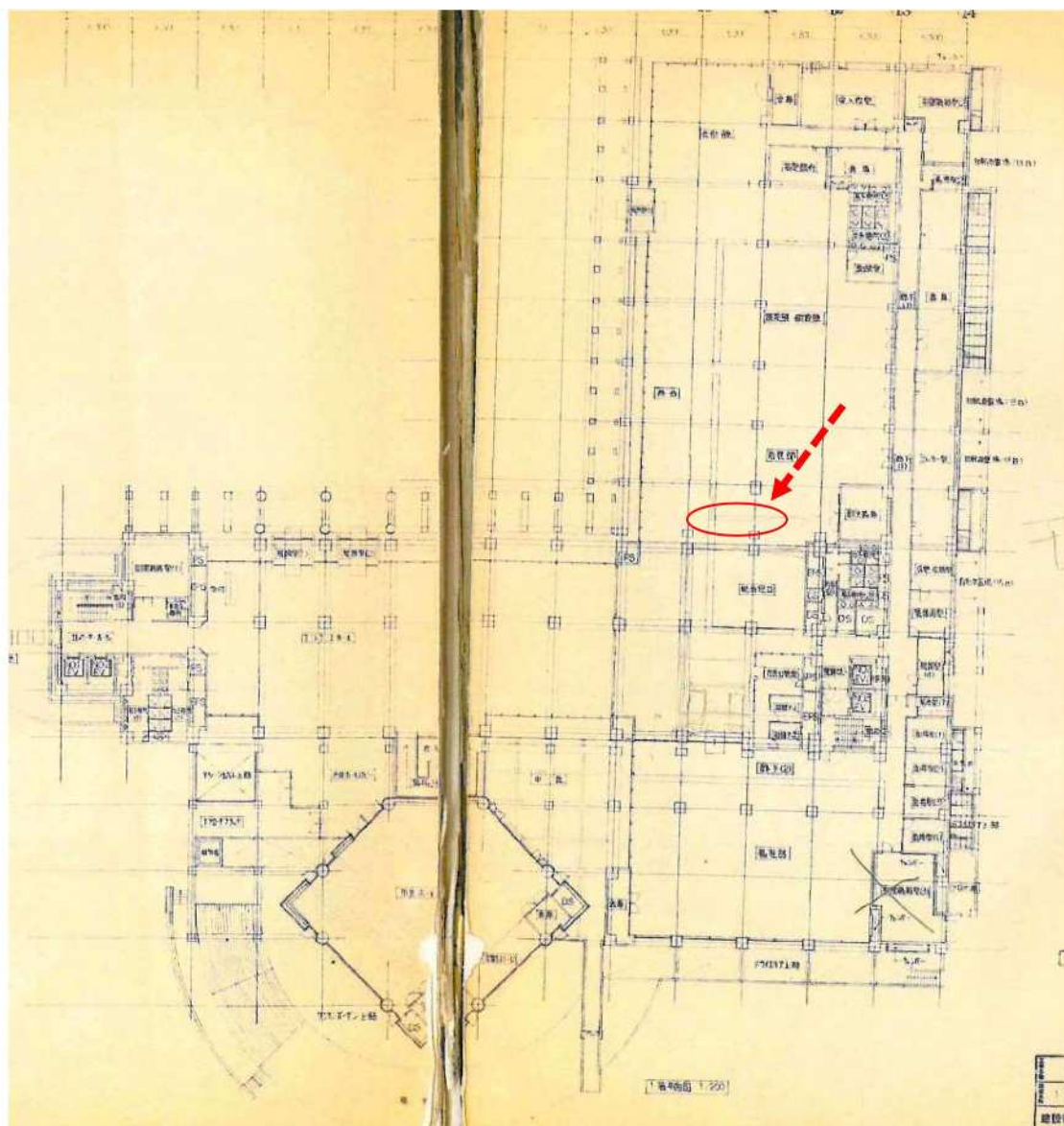


ジョイントシール劣化状況



ジョイントシール劣化状況

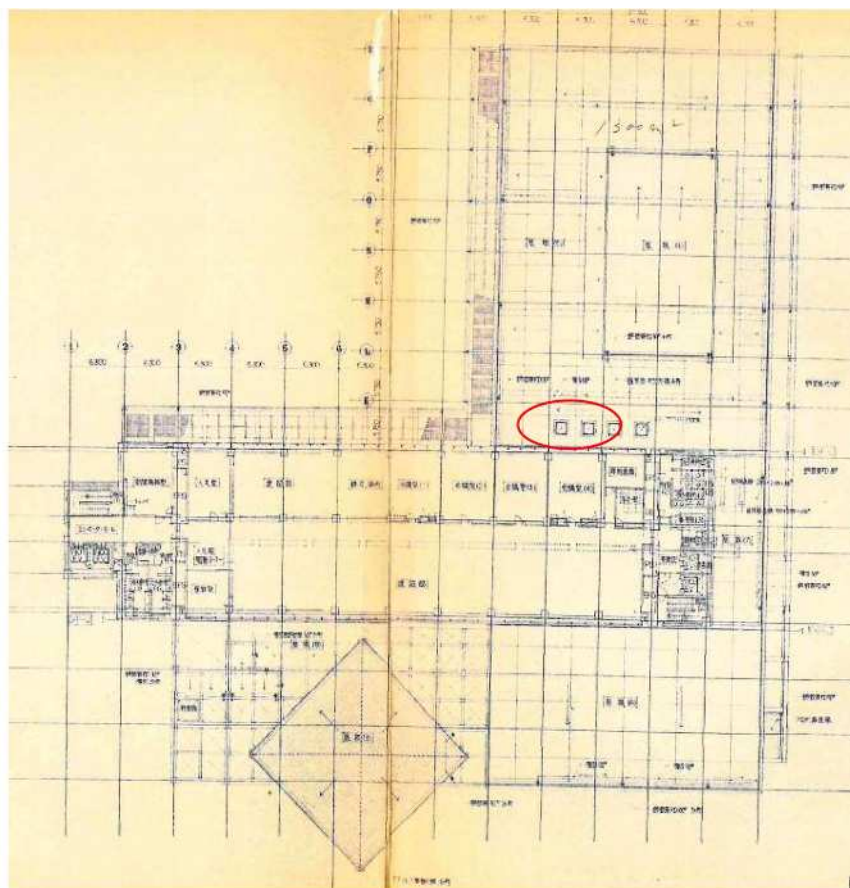
② 1階環境市民部(漏水)



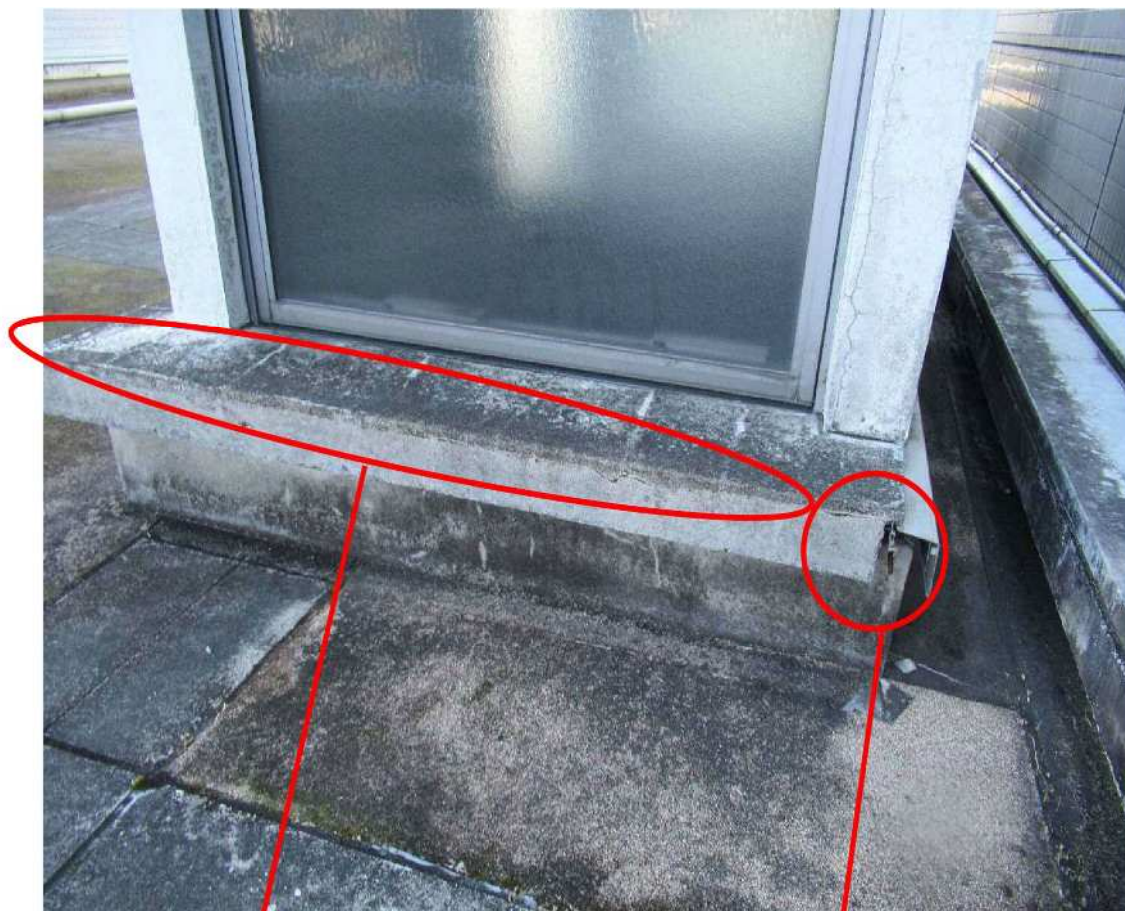
市民部天井漏水箇所



天井漏水状況



屋上は、露出防水でないため限定的な原因は不明ですが、漏水状況を確認する限り
トップライト廻りの防水層の劣化・不具合及びアゴ部のひび割れ、水切りの納まり状況の不具合
等の原因により漏水が発生していると推測されます。

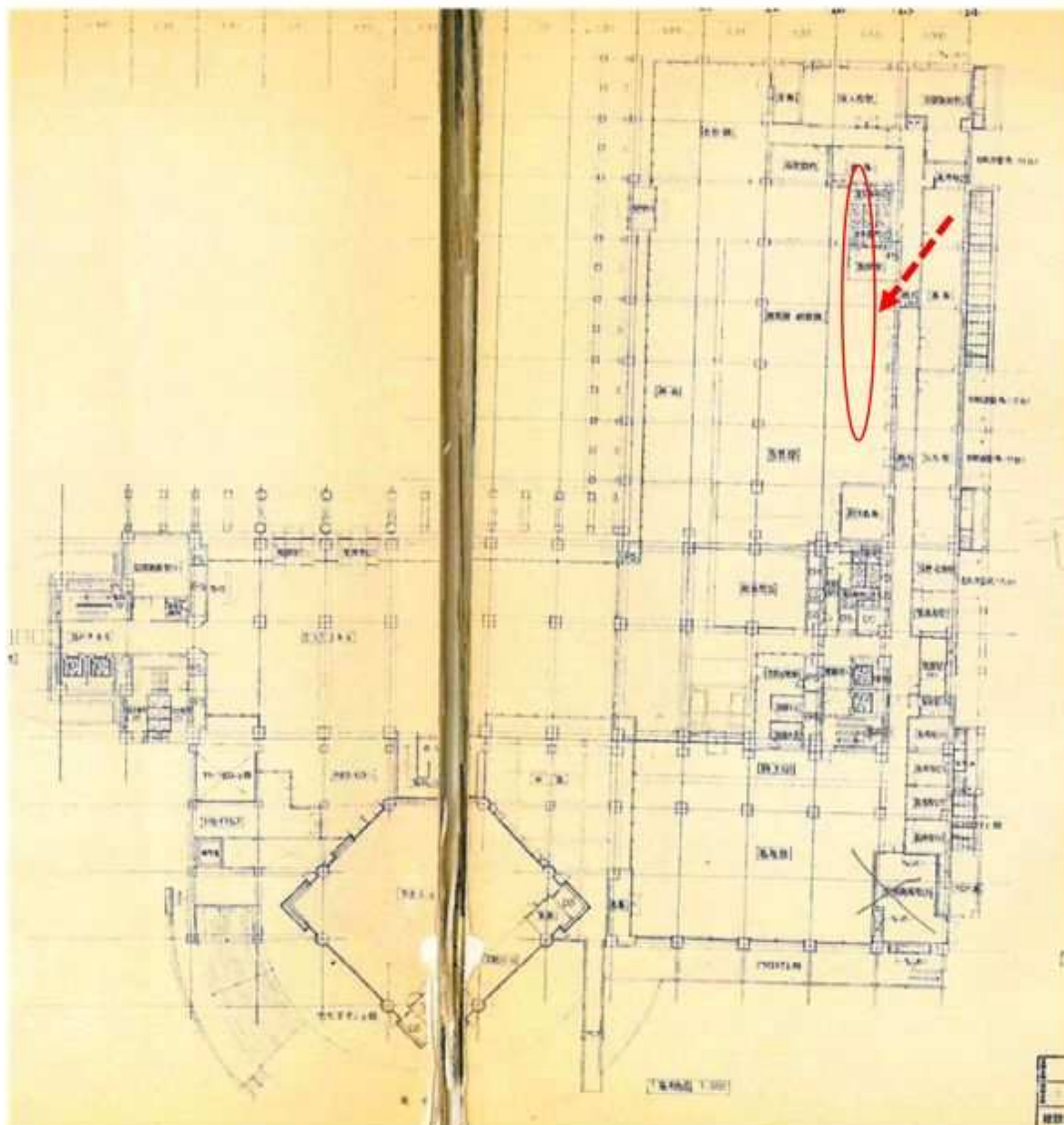


アゴ面台浮き、ひび割れ



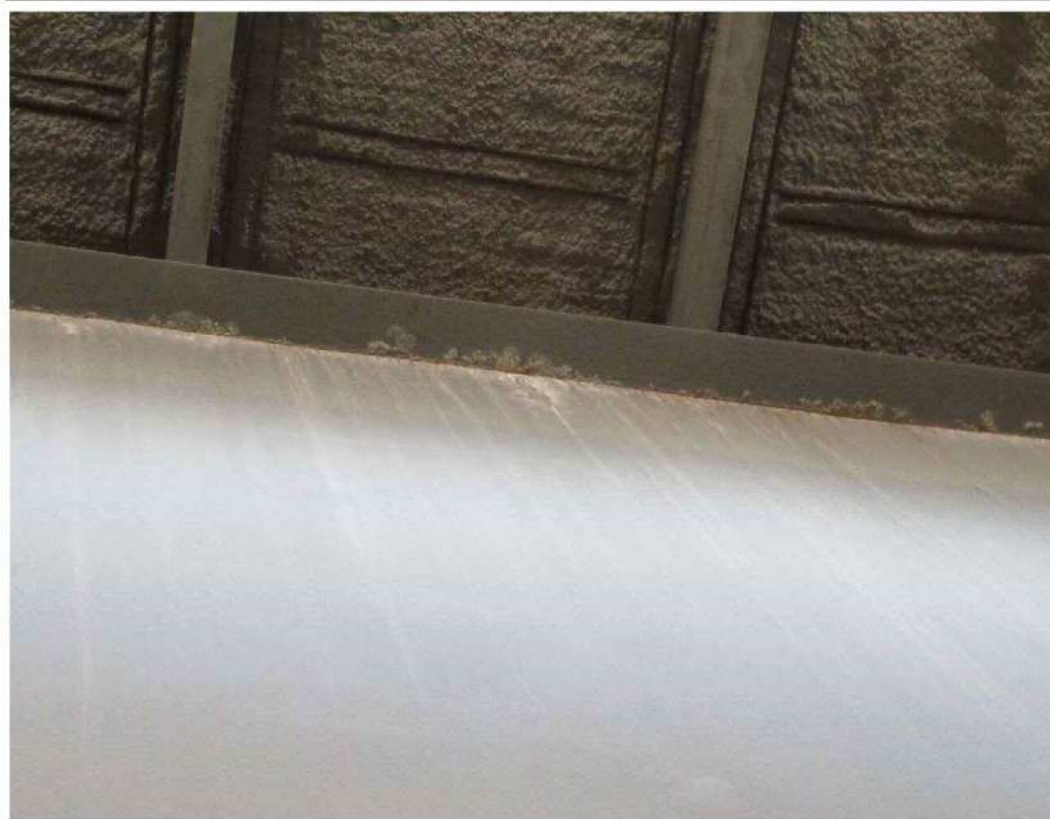
水切り納まり

③ 1階東側廊下(漏水)

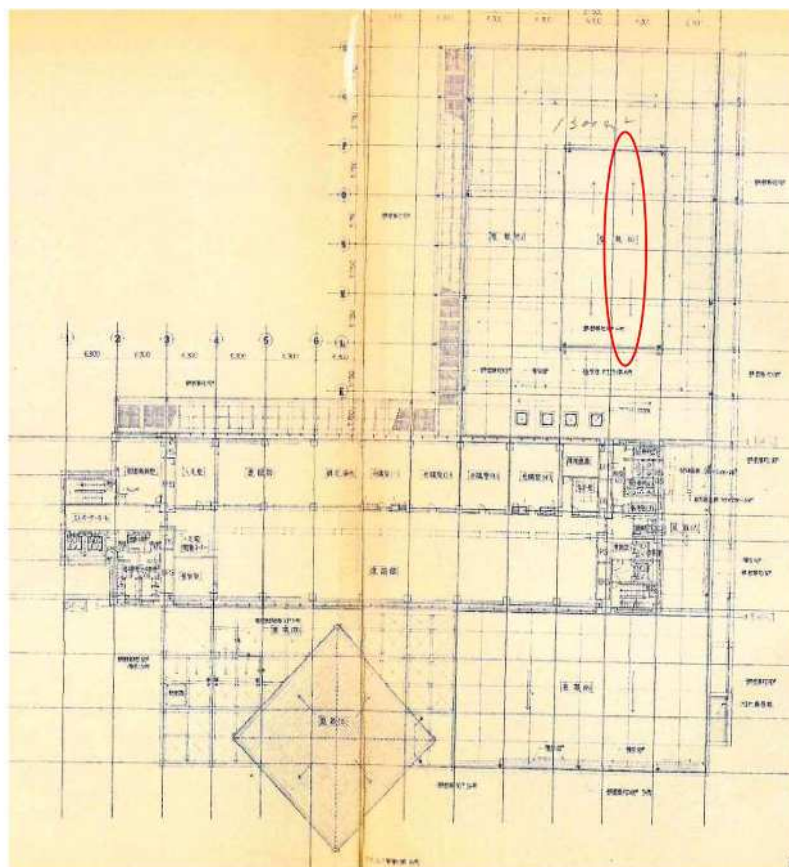


壁際漏水





壁際漏水状況



1階市民部漏水箇所と同様屋上は、露出防水でないため限定的な原因は不明ですが、漏水状況を確認する限りトップライト廻りの防水層の劣化・不具合及びアゴ部のひび割れ等の原因により漏水が発生していると推測されます。

④ 各部位シーリング材 (各所でシーリング材の劣化が見られます)

	
低層屋上笠木ジョイントシール：破断	低層屋上 EXP-J シール：破断
	
低層屋上 EXP-J シール：破断	低層屋上 EXP-J シール：材料選定誤 紫外線劣化
	
外壁シール目地：亀裂、破断、割れ	外壁シール目地：材料選定誤 紫外線劣化
	
外壁シール目地：亀裂、割れ	建具ジョイントシール：破断

11 総合所見

(1)外壁

① 高層部

PC 打ち込みタイルということもあり大きな面積の浮き劣化は見られなかった。

ただし、一部で欠け、膨れが見られ応急対策が必要である。

② 中層部

南側2階(まちづくり推進部側)外壁で大面積の浮きが見られるため対応が必要である。

③ 低層部

低層部では、大面積の浮きが見られた。特に1階東面の駐輪場付近での劣化が見られるため応急対策が必要である。

(2)外壁のシーリング

経年32年が経過しており、亀裂、破断、割れ等の劣化症状が各所で見られる。

漏水の原因となっていると考えられるため、応急対策が必要となっている。

(3)庁舎大屋根

庁舎大屋根については、アルミパネル製の屋根材のため、素材的には問題ないと考えられるが、シーリング材の劣化が進んでいるため、漏水が発生しており、早急の対応が必要である。

(4)低層棟の天井

低層棟天井の排煙用窓に沿って、漏水が確認される。漏水箇所の補修を検討し、全体の防水改修が必要である。また、税務課や環境政策課等の天井からも漏水がみられるため、調査が必要となっている。

(5)市民ホール外壁

塗膜(とまく)の著しい剥離が見られます。また、ひび割れも確認できるため、今後改修計画が必要と考える。

12 修繕工事の提案

① 改修仕様

部位		既設	改修仕様	劣化グレード
高層屋根	シーリング	変成シリコン系	打換え処理	A
	アルミパネル	フッ素樹脂塗料	クリーニング	D
外壁	タイル	磁器質タイル4 5 二丁掛	・張替え ・アンカーピンニング工法 ・外壁クリーニング	低層部：A 高層部：C
	シーリング	変成シリコン系	打替え処理	A
南側低層屋根	屋根材	ステンレス	—	D
南側低層打ち放し部	塗装	フッ素樹脂塗料 メタリック	フッ素樹脂塗装	B
9階屋上	屋上防水	アスファルト防水 シリンダーCON押え	ウレタン塗膜防水 (X-1工法)	C ※漏水箇所については早急に対策必要
2階屋上(北)	屋上防水	アスファルト防水 シリンダーCON押え	塩ビシート防水 機械的固定工法	C ※漏水箇所については早急に対策必要
	庇防水	塗膜防水	ウレタン塗膜防水 (密着工法)	C
2階屋上(南)	防水	アスファルト防水 シリンダーCON押え ※屋上緑化	対応検討必要	D

(凡例)

劣化グレード	内容
A(重度)	不具合が著しく見られ早急な補修が必要
B(中度)	劣化が進行している、2年以内に補修が必要
C(軽度)	軽度な劣化が見られ5年以内に補修が必要
D(良好)	健全な状態を維持している

亀岡市防災拠点施設（〔仮称〕 Car Shelter 野水）
整備事業の進捗について

総務部自治防災課

I 令和4年度実施状況

1 用地取得

(1) 土地等の表示及び補償内容

亀岡市吉川町穴川鍵田

	地番	地積	地目	補償の内容		
				権利の種類	方法	金額
1	15番1	32㎡	田	所有権	売買	9,728,000円
	16番1	1184㎡				
2	17番1	765㎡	〃	所有権	寄附	—
3				小作権	補償	2,448,000円

2 業務委託

(1) 土地鑑定評価

- ア 依頼先 公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（業者選任を依頼）
 イ 委託先 株式会社一信社
 ウ 業務費 330,000円（税込）
 エ 業務期間 令和4年6月7日～10月31日
 オ 鑑定結果 8,000円/㎡

(2) 実施設計業務

- ア 委託先 株式会社サンワコン
 イ 選定方法 指名競争入札
 ウ 業務費 6,603,300円（税込）
 エ 業務期間 令和4年12月13日～令和5年6月30日
 オ 業務状況 事業地内の配置計画の作成

II 今後の計画

- 1 令和5年度 ・用地整備工事の施工
 ・建築実施設計（防災倉庫・トイレ棟）
 2 令和6年度 ・建築工事の施工
 3 令和7年度 ・供用開始

III 添付資料 実施設計平面図（案）

実施設計平面図

S=1/300

駐車台数 194台 (内身障者用5台)

- : 芝生
- : アスファルト舗装
- : 砕石舗装
- : 張コンクリート



工 種	令和 5 年度 鶴岡市防災拠点施設整備工事
工 事 番 号	目 次 第 1 号
施 工 場 所	鶴岡市吉川町六川地内
図 面 種 類	実施設計平面図
縮 尺	1/300
製 図 者	課 長 佐 藤 隆 雄
印	
又 は 署 名	
図面本文番号	○ 枚の内 1 号

視察先	新潟県三条市（令和5年5月15日（月）） （人口：93,000人、面積：431.97km ² ）
調査項目	学校教育の取組（小中一貫校、キャリア教育等）について
視察の目的	○本市では、平成27年4月に、初となる義務教育学校・亀岡川東学園が開校し、令和6年4月には、育親学園の開校を控えている。三条市では、市内のすべての小中学校が小中一貫校として運営されており、また、キャリア教育やZOOMを使った遠隔授業の実施もされていることから、先進的な学校教育の取組について視察を実施するものである。
施策等の概要	<p>○小中一貫校の取組について 施設一体型の義務教育学校は1学園、校舎一体型の小中一貫校が1学園、校舎分離型の小中一貫校が6学園であった。小学校4年生までを基礎充実期、小学5年生から中学1年生までを活用期、中学2・3年生を伸長期とする、4・3・2制を基に、「三条市授業スタンダード」による9年生教育の統一が図られていた。</p> <p>○コミュニティ・スクールの取組 学校運営協議会が設置され、学校・家庭・地域が連携、協力しながら地域とともにある学校づくりを進められていた。</p> <p>○キャリア教育の取組 ものづくりに対する関心を高めるため、各種授業を展開されている。具体的には、和釘づくり学習、小刀学習、包丁研ぎ学習、木工用工具学習やその他校外学習、外部講師による科学ゼミナールなどを実施している。</p> <p>○インターネットを使った遠隔教育について 本市と同じくタブレット端末を使用した授業に加え、ZOOMを利用した遠隔授業を実施、小中一貫の教育制に合わせた小中乗り入れ授業などに活用されている。</p>
考察（三条市）	○（小中一貫教育の取組について） 9年間通じて児童生徒を育てるという形式を無理なく形成していると感じる事ができ、各学園においてランドデザインがあり分かりやすい教育への方向性が反映されており、全学校の見える化がなされている。エリアの特色と地域での状況など総合に鑑み、中学校併設型や小学校併設型など柔軟に検

討が進められて、全小中学校を併設型へ移行完了している。その上で、学校運営協議会を各学校に設置し、学校・家庭・地域で連携、協力しながら学校運営を行なっている。もし、同様の仕組みを設計するとなれば導入する前に本市において整理すべき点は教育への行政関与(協議会設置)が必要と考える。

○本市が小中一貫教育の推進を高く掲げているのならば、その目的や理念、目指す教育効果をあきらかにして、9年間を見通したグランドデザインを、施設一体型の「学園」では校内の全教職員で、それ以外のところでは連携校同士のすべての教職員で共通認識を図ること。名ばかりの一貫教育でないたしかな道筋を示すことが重要であろう。また、それを、児童生徒、保護者、地域にも共有できるように努力することで、学校教育がさらによいものになるだろう。●さらに付け加えるのなら、三条市は、単に理念としての「グランドデザイン」とは別に、9年間ではぐくみたい資質・能力と各期における段階的な子どもの姿を示した、カリキュラムのもとになるような「グローアップデザイン」を作成して明確に示されている。やるからには、そのようなことの共通認識が必要であろう。●小中学校の教職員の考えの壁を取り除くこと…これを大事にされていたように思う。本市においても、単に授業・学習指導・生徒指導の交流でなく、9年間で子どもをどのように育てるのか、どのような力をつけるのか、目先の結果や見てくれにとらわれず、長い目で子どもとかかわる教育の営みをとらえることが大切であろう。

○現行の小中学校の枠組みはそのままに、義務教育9年間で「基礎充実期」「活用期」「伸長期」の4・3・2に区分した指導を行っている。なかでも「活用期」が重要な時期と定め、身につけたことをもとに自らが課題を解決する力を養う時期でもある。従来の小学校から中学校への乗り換えの時期でもあるため乗り入れ授業など互いのつながりを意識した取り組みにも重点をおいている。主な特徴としては市内全小・中・義務教育学校での小中一貫教育の実施、学習指導要領に基づく9年間連続した教育課程の編成、小中一貫教育カリキュラムの作成。小中学校の児童生徒や教職員の交流、学校、家庭、地域が一体となった教育環境づくり、などが挙げられる。令

和 2 年度から中学区ごとにコミュニティスクールもスタートし、不安軽減や自己肯定感が高まるなどの効果があった。地域の人との触れ合いのなかで「生き方」「あり方」などの教育にもつながっていた。亀岡はこれから小中一貫教育に力を入れる。これからの亀岡での実施計画の礎にもなるような未来のあり方を探る視察となったが、亀岡の現状は市教委でさえ「小中一貫教育」と「小中連携」をごちゃ混ぜに受け止めている状態である。実施するなら時間もかけながら地域への理解もしっかり求めていかななくては、既存の事業に追加して片手間でできるものではないと感じる。

○（小中一貫校の取組）

当市との基本的な違いは、三条市においては市内全市立小中学校を小中一貫校にし、学校教育目標も同じ方向をもっている。これに対し当市においては、市郊外の顕著な児童（人口）の減少による再編を行うべく「学校規模適正化基本方針」によると思われます。しかし、その根本にあるのは社会構造・生活環境の変革、児童・生徒の発育スピード、など社会・こどもの多様性に対応した教育現場の必要性であると考えます。これは、世代の呼称にも表れていますが、「団塊の世代」「しらけ世代」「新人類世代」「バブル世代」「団塊ジュニア世代」「さとり世代」「ゆとり世代」「Z世代」など約 10 年で何らかの変化があります。これらの変化を受け入れて学校制度を見直し、学校は教育を通じてよりよい社会を築くという役割を果たそうというのが、義務教育学校であり、小中一貫校の思想と考えると、当市においても柔軟性をもった環境の下、こどもが「明日も学校へ行きたい」と思える環境に育てていきたい。小中一貫教育モデルカリキュラムと三条市授業スタンダードについては、4・3・2 制度下において、「基礎充実期」「活用期」「伸長期」として能力を各段階で引き出し、活用する取り組みは見習うところと思います。特に、「学習問題◎」を中核とした授業の「なぜだろう？ふしぎだな。」は発育の基本と考えます。親は、こどもの幼児期に「なんで？」「なんで？」攻撃に必ず会うと思いますが、そこに向き合えるかが焦点ではないでしょうか。

（コミュニティスクール）

当市地元の小学校区・中学校区では、それぞれコミュニティ会議がありますが、相互（学校、PTA、地域（自治会・

民生委員)の意見交換であり、共通の課題解決に向けた「熟議」と「協働」までに至っていないのが現状です。学校・家庭・地域が課題解決に向けて目標を共有し、各々の立場で取り組むことで、児童・生徒の知育・徳育・体育・食育が向上することは素晴らしいことではありますが、構成員、特に教員の負担増加になれば、本末転倒になりかねないのではないかと。地域としては、協働に参加することで校長をはじめ教職員やPTAの負担軽減になり、地域のこどもが元気に育つことに協力することが地域の活性化にもつながると思います。

(キャリア教育)

キャリア教育を一つの柱として掲げられ、探求型学習も含む教育と考えられます。ただ、キャリア教育に割く時間が限られているように見られ、深耕による達成感が得られるかが判断し難いと感じます。

(インターネットを使った遠隔教育)

ICTを否定するものではないが、写真や動画が簡易に入手でき、授業のスピードアップや容易に資料収集ができ、皆の意見が共有できるなど利点も多いが、教育の基本は「読み・書き・そろばん」と思います。例えば、コピー禁止としても、する児童生徒はいるでしょうし、自分の思考をまとめるときなど、構成をどうするかと迷い、消しては書き、消しては書くを繰り返すといったことも大切な教育でないか。

- 三条市では働きやすい職員、環境整備に取り組んでおられ、生徒にも良い環境の中で教育を受けられる学校づくりを積極的に進められている。●一体型の方が連絡を取りやすく、分離型は進めていく中で調整が必要であるが先生の気持の高なりや、成果が上がるように感じると回答。●大きな課題として、6年生に対しての意識の高め方が難しい現状。●三条市はスクールバスで通学、学校名を変え、校舎も変えての学校づくりをしてきた結果、保護者からの反対はあまり無かった。●地域とのつながりとして、学校と地域でつくる学校運営委員会、協議会の設立もされている。●休日の部活動は柔道、野球をはじめ9種目を今後3年間かけて移行していき、スポーツ協会との連携で令和11年～新たな形に発展させていく取り組み。

- グランドデザインが確立していることから、9年間を見通し

て教育課程を編成することが出来ている。これを導入することで、それぞれの成長時期に合わせた教育を提供できる。校舎分離型の小中一貫教育校や小中一貫した授業スタイルを導入することで、今後の学校規模適正化により校舎一体型の小中一貫教育校になっても児童や生徒の学びに混乱や大きな環境の変化が生じにくいのではないか。

○小中一貫教育の考え方は、亀岡では校舎の建て替えに伴うものと、考えてしまう傾向があったが、改めて現存する学校のままでの、小中一貫教育がなされていた。「学園」としての単位を持つことで 学校運営委員会を組織し、学園ごとに「テーマ性」をもち特色のある「学園」として運営されており、小中一体型の校舎でない「学園」も、生徒、学童はもちろん、教諭もそれぞれに赴き、交流や小中につながりある教育を実践させていたように思う。「学園」としての在り方を基本に、学校運営委員会を設置している点は、本市としてもすぐに見習うべき点ではないか。

○三条市では、小中の教職員が協働で9年間を見通したカリキュラムの作成や乗り入れ授業、小中の児童生徒の交流会などが実施されている。このような取組みにより、9年間の学びの接続を意識し、授業の改善にもつながっている。また、小中の交流を深める活動により、小学生が中学生に対する憧れ意識や中学生の自己有用感が高まり、社会性が着実に育まれているという結果が出ている。また、小学校間で交流を行うことにより、中学校への進学不安解消につながっている。本市においても参考になる取組であると考え。いずれの取組も、実施にあたっては打ち合わせを行う日程調整の難しさなどの課題も考えられるが、小中一貫教育についての意識を継続していくためには、小中の教職員のつながりをいかに強化していくかが重要であると感じた。三条市では中学校区に〇〇学園（一体型、連携型、義務教育学校）という呼称をつけて、9年間を見通したカリキュラムを作成し、義務教育9年間の前期（基礎充実期）、中期（活用期）、後期（伸長期）に区分し、発達段階に応じてそれぞれの時期で、重視して指導することを明確に取り組んでいる（特に活用期の指導の充実を図っている）。学園ごとにランドデザインを作成し、小中一貫教育を行っていることを保護者や地域の方にも理解し

	<p>ていただき、地域に根差した小中一貫教育を行っている。9年間を見通した連続性・系統性のある教育課程をうちたてることが重要であると感じた。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>○（小中一貫教育の取組について） 本市における小中一貫教育の模範ともなる取組みであり、実践されている教育委員会側の生の声が聞くことができ、未来における本市の教育イメージが深まった。地域性的にも本市に馴染む部分があると考えこれからの学校運営の模範となる方向性ではないかと考える。特に、一体型や連携型など幅広い選択肢を地域によって分けても良いと考える。</p> <p>○保護者や地域の学校に対する愛情や思いを大事にして、決して統廃合で学校がなくなるのではないことを説き、理解を求めつつ、コミュニティスクールや学校運営協議会など、地域が丸ごと、学校が目指すグランドデザインに基づいて子どもたちを支えていこうと呼びかけていることに共感した。平たく言えば、上手にされていると思う。教育効果や学術的知見がない学校規模適正化の考え方よりも、実効ある教育効果をねらって、小規模校もそのまま存続されている。これが、本来の学校の在り方だと思う。どんな規模の学校でも、教育に携わるすべての人たち（とりわけ教職員の役割は重大であるが）の努力によって、子どもたちは立派に成長するし、そんな学校を誇りに思うのだと思う。</p> <p>○小中一貫校の推進は、教育関係者のみならず地域の力も必要であることがわかった。担当部署を新しく設けたり教育予算を確実に確保しなければならない。教育長を含めて幹部も「小中一貫教育」をしっかりと理解する必要があると感じるが、市としての方向性が決まれば他の先進事例も踏まえて亀岡に合ったものを作っていかなければならないと感じる。これは少子化や統廃合問題の延長上にあるものではなく、「独自の教育政策」とも言える。</p> <p>○小中一貫校、義務教育学校への転換が進む現状において、子どもの成長のためなら何でもやろうとする風潮が蔓延し過ぎていると感じます。三条市を例にしますと、学園運営協議会、</p>

コミュニティスクール、小中一貫教育モデルカリキュラム、三条市授業スタンダード、交流活動、と課題は山盛りです。メディアに「教員の定額働かせ放題」と揶揄されるように、約50時間の時間外労働をしないと授業ができないと思込まされている（思込んでいます。かもしれません）のを改革する必要があります。そうでないと未来の人材を育てる優秀な教員を確保することが難しいと思います。その例は教員採用倍率が低下傾向にあることです。こどものためにも、毎日遅くまでサービス残業をして、くたびれた先生の授業を受ける児童・生徒が目をは輝かせて授業を受けるか疑問です。こどものために何もかもやるのではなく、優先順位をつける、しなくてよいのはしない。方向性だけは同じ方向に進むようにする。教育格差について、学校だけに、家庭だけに解決を押し付けて済む問題ではないところですが、環境の変化にも対応しなければならぬと思います。共稼ぎ夫婦家庭を例にしますと、こどもと一緒に食事をして、今日の出来事を話す機会が少ない家庭が多くなっています。こどもの願いは「親と話をする時間が欲しい」であると思います。社会全体の問題ではありますが、こどもは自分の想いを誰かに話ができる環境を意識しなければならぬと感じています。

○ 亀岡市は地域の特性を生かして一体型の小中一貫校の進めていくほうが良いと思う。● 亀岡市内、各地域の小学校を統合していく考え方がすすめるべきである。● 学校と地域でつくる、学校運営委員会、協議会の設立も視野に入れて考えるべきである。● 休日の部活動については、地域スポーツを考えていくのであれば、指導者の選定や指導者に対しての、手当て（報酬等）問題があるので、難問である課題がある。

○ 学校規模適正化により、小・中学校の教職員の交流がより重要であると考えます。特に、いじめや不登校のサインを見逃さないためにも児童や生徒の様子を観察し共有する機会を多く設けるべきである。グラウンドデザインを明確にしないまま、学校規模適正化をされると9年間を見通した教育がなされず、児童生徒の混乱が生じる。理想としてはこれまでの安心した学校生活を別の学び舎で行えることが児童生徒の理想ではないかと考える。

○最初に学校適正化ありき、でも、合同校舎ありき、でもなく、教育の理念としての、小中一貫教育に取り組んでおられることが素晴らしいと感じた。

○地域の未来を担う子どもを育成するという目標に対して、学校だけではなく、地域の方や保護者も共有し、お互いに連携・協力しあうことで子どもたちの生きる力を育むため、学園に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを全市に導入されている。小中一貫教育の取組との相乗効果が期待される場所であるが、多くの自治体においては、存在や活動が保護者、地域にあまり知られていない、役員の選出なども難しい部分があり、理解と協力が不可欠であると感じた。また、担当教職員や管理職の勤務負担が大きいなどの課題も考えられるのではないかと感じた。

視察先	新潟県五泉市（令和5年5月16日（火）） （人口：46,900人、面積：351.91km ² ）
調査項目	ラポルテ五泉（文化ホール）について
視察の目的	<p>○本市では、令和3年度から「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」、同4年度には文化ホールと文化資料館の小委員会を設置して、各施設の建設の検討を実施してきた。今後、新たな文化ホールの建設計画が本格化することを踏まえ、令和3年10月に建設された「ラポルテ五泉」の見学と施設の概要、効果を確認するため視察を実施するものである。</p>
施策等の概要	<p>○平成26年度に市民検討会議が発足後、整備基本計画や基本設計、管理運営計画が策定され、令和3年10月2日にグランドオープンとなった。</p> <p>○文化ホール、子どもの遊び場、食堂、直売店など設置。</p> <p>○ホールについては、500席、自動で収納（一部手動）すれば大ホールとして使用することが可能。</p> <p>○建設事業費は約35億6千8,287千円、市債と基金の取り崩しによる歳入充当はあったが、ほかは単費とのこと。</p> <p>○指定管理者：まるっと五泉プロジェクト（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）</p> <p>○視察直前のデータで延約62万人の来場者を数える。</p> <p>○市としては、まちのゲートウェイとしてさらなる市外からの誘客を図る事業の展開を検討している。</p>
考察（五泉市）	<p>○ファンスペースとイオンディライトなどのJVで指定管理を行なっている。指定管理者の事業センスで成り立っていると感じたが、素晴らしいホールを作っても収支バランスは悪かった。本市においては文化ホールの議論も必要だが、令和6年で指定管理者の契約が切れるガレリアかめおかのあり方を検討し幅広い方法で指定管理者を募る必要もある。完全民営化をさせる方法もそのタイミングで検証するのも一つだと感じた。</p> <p>○市民検討会議、整備基本計画、基本設計、管理運営計画と進</p>

める中で、市民にとってどのような好影響を与える施設が必要なのか、五泉市オリジナルのコンセプトをもって取り組まれた結果が、あのような施設であったということだと思う。本市の場合は、現存する施設や、人口動態、地域別、世代別のニーズ、まちづくりのコンセプトなどを勘案して、本市にふさわしい施設のその運営の在り方を考えていく必要がある。●単費で建てられた複合施設という、目的や意図に基づく取り組みがなされたが、本市の場合は、そのようなことも踏まえつつ、公共施設の在り方を十分に勘案して考えていく必要がある。●施設のどこを見ても、魅力的でワクワクするし、コンパクトな施設は、活動して、遊ばせて、買い物して、美しい花を見て帰る市民の様子が容易に想像できた。課題や要望も当然あるだろうが、よい施設だったと思う。●また、市民にとっては目的地であるが、訪れる人々にとってはゲートウェイとしての存在になるよう今後も努力されていく決意も聞かせてもらい、参考になった。●いずれにせよ、本市は、生涯学習都市宣言をして、生涯学習に力を入れているまちとしては、市民の文化活動、生涯学習の活動の世代的継承がまだまだ不十分であり、身近な地域で活動拠点が少ないように思う。それらとも兼ね合わせて計画を進めていただきたいと思う。

○「多様化する市民の学習ニーズに対応するための生涯学習と芸術文化活動の拠点」と「観光と連動した五泉市の紹介や、地場産業・特産品のPRと販売を行うことで、人の交流と物流の活性化を推進する拠点施設」として計画された。何より「生涯学習」と「産業振興」の複合化というコンセプトを見事に形し機能性の高いものになっている。「ゲートウェイ」「ランドマーク」として、この施設が呼び水になって人が町なかにも動く仕組みなどは亀岡でも見習うべき視点の1つ。さらにオシャレで見やすい情報発信など、指定管理者が一括して計画・企画を行っている点は参考になった。

○「ハコモノ」については非効率な公共施設になりがちで、税金の無駄遣いと標的になることがしばしばである。五泉市の場合は「五泉市が誇る文化と産業の情報発信拠点」との基本方針があり、新しい施設ということもあるが人が集まる場として成功している。それは、ホール稼働率が47.4%に

表れている。また、市長が仰られるラポルテ五泉はゲートウェイとしての情報発信拠点も「生涯学習と芸術文化の振興」と「観光と連動した産業振興」が機能していると受け止められます。当市の場合文化ホールが無くなった、学校跡地利用の文化資料館が手狭である。なんとかしなければいけないと、課題解決をスタートさせた。課題解決には既存施設の活用、費用対効果の検討をする必要があると考える。ギャラリーかめおかに響ホールがあるが、類似施設として「箱物行政」と見なされることも考えられる。

●ギャラリーかめおかは道の駅でもあるが、駐車場スペースが少ないのではないか。サンガスタジアムも同じく集客スペースに課題を残していると思う。

○近年に建てられた素晴らしい文化ホールを見学させて頂き、施設も最新の設備が設置された感心する施設であった。●年齢問わず誰もが楽しめる施設であり、特に子供向けの遊び場は特に子どもたちの気持ちや関心を集めるような遊び場で、大人も安心している遊ばせることができる施設でありました。

○施設自体コンパクトで、垢抜けしたお土産売り場やカフェは他市から訪れた私たちにも利用しやすい場所である。ホールの稼働率も低すぎず、市長が目的とされたゲートウェイとして将来的にも活用が多方面でされる可能性を秘めた施設である。本市には導入となると非常に場所や、現在のギャラリーに追加で建設することが良いのか疑問である。そのため研究と調査が今後も必要である。

○文化ホールとしての単体としての考え方ではなく、まちのゲートウェイとしての理念をもち整備されたものだった。建設費の35億円がほぼ、単費でのものであることを聞き、正直驚いた。喫煙所で本音を聞いたが、複合施設ということで、様々な交付金や補助金で建設すると、後々の自由度がさがり、かえって維持管理や施設自体の効果やそれに応じた変化をつけにくくなるのでは？と感じた。

○ホームページに利用者が投稿したInstagramを掲載されており、施設などの様子がよくわかり、利用者増加に効果がある

	<p>取組であると感じた。情報発信の方法は参考になった。多目的ホールやカフェスペース、産直・産業スペース、子どもの遊び場などを設け、幅広い年代層の方が利用されている。また、観光や花シリーズなどイベントとの連携も図り、にぎわいを創出する工夫をされている。約160台収容できる駐車場と施設閉館時でも利用可能な24時間トイレも備えている。ホール建設に当たって一定数の駐車できるスペースは必須である。本市においても、ガレリアかめおかにおいて、物産市場「アトリオ」、子どもたちのあそび場である「ガレリアあそびの森」など同じようなスペースはあるが、改善や工夫すべき点もあるのではないかと感じた。フルフラットの会場としても利用できる可動式客席500席のホールは幅広く活用できるようになっている。本市に、そこまでの機能が求められるかについて検討が必要である。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>○本市ではガレリアかめおかで文化ホールを設置する可能性があり、調査も行う予定だがホールの改装や音響や防音設備充実をさせ、低コストで収める方法を模索するか、ガレリアかめおかのあり方にも関わる事なので、慎重に検討を進める事が必要。亀岡市だけが負担をするのではなく、近隣市町や2市1町で府にスタジアム周辺に文化ホール誘致を要望する方が現実的。</p> <p>○「興行目的なら1,500席以上必要だが、興行より稼働率を優先して500席にした」という考え方や、既存の図書館やホールとの兼ね合いも考えての、施設の計画だったと思う。稼働率47%というのは立派だ。●指定管理者の選定も工夫が必要なんだなと思った。</p> <p>○ホールを含めて施設全体のテーマが統一されており、あらゆる年代の人が過ごしやすい施設だと感じた。やはりホールなどの施設は人が過ごしやすい（1日いても飽きない）ものにすべきだと改めて感じました。</p> <p>○5月に広聴部会の街頭インタビューに参加したが、ガレリアかめおか集合であったが、委員の多くが駐車が満杯で、どうにか空きがあったとの話であり、何かのイベント時は駐車確保を先ず考えなければならない。この街頭インタビューでは、</p>

他市町からの来場者が意外と多く（ギャラリーかめおか、亀北広場共に）、双方とも、それなりにゲートウェイの役割を果たしていると感じた。しかし、新規に文化ホールと文化資料館を建設し新たな複合施設を建設するとなると、疑問視する市民も少なくないであろう。また、鉄道沿線はにぎわいが生まれるが、周辺との格差が益々大きくなる。●市民が納得する目的と、市民が活気づく利用方法を構築しなければ、無駄使いとなる。市民目線での検討が問われる。

○文化ホール内の観客性及びステージは収納型で現在のギャラリーかめおかにも導入可能だと感じた。●文化施設である為、多様な要望に答えられるようあらゆる面から施設の設計及び予算をおさえていくよう、考えるべきである。

○現在のギャラリーかめおかに文化ホールを加えて建設するとなると、市民にとって利便性の高い施設となるのか、財政面でも将来的に負担のないものになるのか疑問である。新たにギャラリーかめおかに追加建設するとなると、ギャラリーかめおかの長寿命化の問題に新文化ホールが影響を受けてしまう恐れがあるのではないか。

○文化ホールが単体で本当に必要なのか？現実には、ギャラリーかめおかに建設するとして、複合施設となる訳で、これをどのように活かせるか、或いは、どのように軌道修正することができるか？も含めて、考えていかなければならない。

○ラポルテ五泉の建設費約35億円については、補助金などを活用することで自由性が失われることから、財源は単費であると説明を受けた。本市においては、単費は考えられないので活用できる財源の確保が課題である。文化施設の設置について、既存施設（ギャラリーかめおか）の改修や見直しにより充実を図るのか、新たに建設するのかなど、さらに検討が必要である。

視察先	神奈川県愛川町（令和5年5月17日（水）） （人口：39,600人、面積：34.28km ² ）
調査項目	中学校給食の取組について
視察の目的	<p>○本市では、令和10年度に中学校給食の完全実施、令和8年度には育親学園における中学校給食の先行実施が予定されている。中学校給食はデリバリー弁当と家庭弁当持参の併用を実施されていた愛川町は、令和2年9月に親子方式による中学校給食の完全実施を行っており、本市と類似した点もあることから、中学校給食の取組について視察を行うものである。</p>
施策等の概要	<p>○親子方式による中学校給食の実施 小学校にそれぞれ給食の設備があったため、中学校の給食を小学校でつくり、運ぶ「親子方式」を導入した。</p> <p>○市街化調整区域や住居専用地域にある小学校で他校の給食をつくることは建築基準法上の「工場」にあたるため、神奈川県との調整に多大な時間と労力を要したとのことであった。</p> <p>○費用については、施設整備費約3億3,500万円を10年間のリース契約とし、計画的な予算編成・執行に努めているとのこと。</p> <p>○令和3年4月から、より多くの地場産品を使用した献立を提供する「愛川パクパクデー」の取組みをスタートし、地場産品の生産者が出演する動画を給食時間に上映するなど、生産者の声を届けることで、食の大切さを改めて考える食育の取組も実施している。</p>
考察（愛川町）	<p>○食育、地産地消、愛川町の町を挙げての子ども達のためにと いう熱意を感じた。地元産の野菜を活用したパクパクデーで「食」の大切さや、食材を育ててくださる方の見える化、中学校給食の必要性は改めて認識したが、スピードを持って計画し、ハード面での整備を行ってきた感じがした。今なお走りながら考えているという状況。</p> <p>○愛川町では、2つのこだわりを大事にされていた、温かさへのこだわりと食材へのこだわりである。本市でも、家庭の弁</p>

当作りの負担軽減ということも全員給食の理由とされるが、本来の目的ではない。学校給食法と食育基本法に則り、豊かな食の提供と共有は、教育そのものであるという観点から、本市も中学校給食の検討懇話会で議論がされることを望む。もちろん費用・コストはついてくることではあるが、どこまで法律に基づく子どもファーストができるのか、追求していただきたい。●育親学園の自校給食にはこのような理念が生かされる先駆的実践となるように考えていけたらと強く望んでいる。

○「小学校の時のように温かい給食が食べたい」との声が中学生からあがる中、中学校給食実現までの取り組みをわかりやすく説明いただき、その変遷において地域の課題や風土などに考慮し、地域食材を生かすなどの地元密着取り組みだと感じた。給食に登場する食材に関する農家の取り組みを映像にして給食の時間に流すなど、地域と学校がつながる取り組みは、生産者の顔が見える、まさに地産地消の取り組みでもあり好感が持てた。亀岡もオーガニック給食など地元産食材を使う動きがあるなかで参考にできる取り組みだった。亀岡では「自校方式」「センター方式」など統一することが難しいなかでの中学校給食の導入。あくまで一つの参考として亀岡における中学校給食導入を描いていきたい。

○本市全体で中学校給食をどうするかとの検討に至っていない。令和10年に自校方式を目指す方向であるが、漸くデリバリー方式が導入された段階である。自校方式のみに捉われず、併用も含めて検討スタートに入ったばかりであるので、愛川町の歩みは参考になると思う。●愛川町においては、親子方式における法的手続きに尽力された、費用についてもリース契約とされ、平準化されたところは町民も納得のいくところではないか。●地産地消にも取り組まれており、食育、地域とのつながり、食料自給の難しさも肌で感じ取れるのではないか。

○親子方式の中学校給食を実施されている。●愛川町では地元食材等、地産地消の取り組みから肉等、地元の食肉業者の活用、野菜についても地元の若手農家からの提供を受けて、子どものための学校給食に取り組んでおられる。●地元企業と

	<p>も連携を図り、里芋、人参、長ネギ、ニンニク、米等、地元の特産品を使用する取り組みも進められている。●令和3年から毎月一回「愛川パクパクデーを実施され、これまで以上に積極的に行われている。</p> <p>○本市では育親学園の自校給食が予定されているが、愛川町は小学校が自校給食のために親子方式を導入できた。本市では難しく、またセンター方式を中学校給食に導入すると仮定してもセンターの老朽化で導入としても課題がある。</p> <p>○小学校の自校給食をそのまま拡大して、中学校へ同じメニューで持ち込むという「親子」方式の意味がわかった。これは、そのまちそのまちによって、そのままの実現が可能とばかりはいえまい。いずれにしても、温かい給食を中学生にも提供するという熱意は感じたし、これを実現したのは素晴らしいと感じた。当市に用いる場合、自校給食で考えている「育親学園」は、そのままとして、「川東学園」では自校給食を実施し、その他の中学校には、センター方式をとるか、或いは、育親学園にセンターを併設する考えがあってもよいのではないか。</p> <p>○愛川町では、令和3年4月より、「愛川パクパクデー」を開始し、月1回、さらに多くの地場産品を使用した献立を給食で提供している。6月からは、「愛川パクパクデー」に合わせて、地場産品を生産した方々にインタビューした動画を町内全小中学校で給食時間に上映するなど、食育につなげている。「愛川パクパクデー」については、生産者の協力など課題も考えられるが、本市においても地場産品の利用促進と食育の取組として参考になった。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>○中学校給食の親子方式は、これからの小中一貫教育を考えていく上で重要な視点である。川東学園の増設、育親学園への調理スペースの拡充、その他でも併せて小学校の調理スペースを大規模化して本市でも方向性を決めることができないかと考える。</p> <p>○リース契約など財政的なことやその効果などまで栄養士さんがお答えされるのはちょっと気の毒だった。担当者も当時の</p>

ことがはっきりとはわからない感じだったが、親子方式の利点を、様々な面からもう少し知りたかったという思いは残った。●いずれにせよ、デリバリー弁当を全員制にしようとしたら、不満が続出して、家庭からの弁当を認めたら、どんどん喫食率が下がっていった。とはいえ、亀岡の比ではない高い水準（30%）だったが。では、家庭からの弁当がよいのかということそうでもないというのが実際のところだったようである。全員制の中学校給食はおおむね好評でしっかりと受け入れられていた。亀岡市でもそのようなものが実現できるよう議会としても研究を重ねていきたい。●食材のこだわりという点で蛇足だが、亀岡にある農民連・産直センターから定期的に共同購入で野菜と豚肉を仕入れている。全国から厳選された豚肉として、実はこの愛川町産の豚肉が調達されていることを、つい最近初めて知った。もう10数年食べていた豚肉が愛川町のものだった。食材へのこだわりが、いろんな食材に広がっていくことを願っている。

○亀岡市と経緯や状況は異なっており参考事例として生かしていきたい。多様性の時代において、食へのこだわりを持つ生徒や、アレルギー対策なども臨機応変に対応しているあたりは参考になる。また、愛川町が視察をした川崎市フジミ中学校や八王子や川崎市などの情報も欲しいところ。

○あたたかい給食を子ども達に食べさせたい。というのを良く聞きますし、実際に冷めた食事より美味しいのは当然のことだと思います。しかし、冷めても美味しいものは美味しいし、温かかったらなお美味しい。給食の目指すところでありたい。何が違うのかを考えると、元々冬野菜のほうれん草を例にとると、普通3ヶ月かかるが1ヶ月で収穫できる。それも通年栽培ができる。しかし、美味しさや栄養価は低い。原因はさておき、本物の美味しい旬の食材を給食に使い、食育に大きく貢献する給食を目指したい。●デリバリー方式を継続しなければならない現状においては、設備面を含む給食方式を検討しなければならない。オーガニックビレッジ宣言も生かした食材供給体制も検討し、ハード・ソフト両面の構築を目指したい。

○近年、学校給食に向けての取り組みとして、アレルギー等の

問題の対応をしながら小学校給食は実施されているが、中学校給食についても同じ対応で取り組む必要があり、また、食材にしてもお米をはじめ（オーガニック食材）に目線を置き、安全で安心して食することができる中学校給食を令和10年に向けて、進めるべきである。●地産地消の考え方から、地元の業者や企業の協力連携を受けて子どものための学校給食を提供できるよう、それぞれ理解頂き中学校給食の実現にむけた、取り組みをされたい。●子供たちが20歳になり二十歳のつどいなどでよく話が出る事柄は、学校給食の話題で盛り上がる事を聞いたときに、改めて真剣に積極的に安全で安心して食できる、中学校給食を目指すべきである。

○財政面ではセンター方式が一番の安価であると愛川町の栄養士さんから伺った。しかし本市では喫食率を考えるとセンター方式と育親学園の自校方式と同時並行していくことが本市全体での喫食率をあげるとする点では望ましいのかと感じた。

○愛川町の場合は、もともと小学校の給食を自校方式で実施されていたこともあり、効率性、コスト面で優れていた親子方式を導入されたが、小学校の給食をセンター方式で実施している場合、センターにおいて中学校分も運用できれば、安価に導入することが可能ではという見解を聞かせていただいた。本市において、センターで中学校分の運用が可能なのか、老朽化しているセンターの改修計画はあるのかなど確認の必要があると考える。本市において設置された亀岡市学校給食検討懇話会で、実施方式を決定していくにあたって、愛川町の中学校給食の実施方式決定に至るまでの過程が参考になった。愛川町では、中学校給食庁内研究委員会において、先進地視察や実施方式別経費など調査を行い、実施方式を決定している。実施方式の決定後、導入に当たっては整理すべき様々な課題もあることから、愛川町中学校給食懇談会を設置し、関係者の意見を聞きながら導入に向けて準備をされた。本市の場合は、亀岡市学校給食検討懇話会で実施方式を決定していくとの事であった。学識経験者、生産者、保護者、小中校長会自治会、市民公募、このメンバーで調査、視察等も実施されるのか、改めて確認が必要であると考えます。

